

横浜市こころの健康相談センター所報

第18号
(令和元年度)

横浜市こころの健康相談センター

(精神保健福祉センター)

「こころの健康相談センター」所報第 18 号の発行に際して

こころの健康相談センターは、精神保健福祉法に定められた横浜市の「精神保健福祉センター」として 19 年目の活動に入りました。ここに、令和元年度事業をとりまとめ、横浜市こころの健康相談センター所報第 18 号として皆様のお手元にお届けいたします。ご一読いただき、率直なご意見をいただければ幸いです。

令和元年度を振り返ると、通常の業務を実施しつつも、下四半期はセンター移転や新型コロナウイルスの影響がはじまりました。移転により面接室が確保され専用の会議室ができるなど設備が充実してようやく精神保健福祉センターらしくなりました。

市内の把握精神障害者数が 93,089 人から 95,107 人と増加した中で、精神科救急医療情報窓口への相談は 8,928 件、警察などからの申請・通報等は 951 件ありました。また、当センターの「こころの電話相談」においても種々な問題に対する相談件数が 7,152 件と増加となり、精神科救急も相談業務も変わらず忙しい状況が続いています。さらに、福祉保健センター等をはじめとする関係機関職員を対象として、基礎的な精神疾患に関する研修や、障害理解を深める研修など様々な研修を実施しました。

自殺対策においては、一般市民向けに「中高年のメンタルヘルス」というテーマで講演会を開催し、256 名の参加を得ました。研修会としては、地域の一般科医を対象とした「かかりつけ医うつ病対応力向上研修」を実施し 63 名の参加を得ました。

自死遺族支援の自死遺族ホットラインは延べ 68 名が利用され、ご遺族のお気持ちを分かち合う会である自死遺族の集い「そよ風」は 11 回開催し、延べ 98 名が参加され、あらためて遺族支援の必要性を再確認させられました。加えて市役所、中央図書館を始めとする自殺対策ポスター展、電車広告など広く市民に自殺対策の周知を図ったほか、区における取組も進んだことで横浜市の自殺対策を充実させることができました。

アルコール健康障害対策基本法、ギャンブル障害等依存症対策基本法に鑑み、当センターにおける依存症対策事業としては、1 クール 8 回の依存症回復プログラム WAI-Y(ワイワイ) を 3 クール実施し、延 77 人が参加されました。令和 2 年 3 月には依存症相談拠点となりさらに関係機関の皆様との連携を深め、包括的な支援を行うための取り組みを進めています。

措置入院者等の退院後支援を開始し 3 年目になりますが、地域の支援者の理解・協力も進み、措置入院した方 310 名に面会して事業説明し、160 名の方から支援計画作成申込を受けました。

このような中、375 万人の横浜市民の多様なニーズを踏まえ、引き続き、職員が一丸となり業務に取り組んでまいります。センター事業のスムーズな推進にあたり、市民の皆様、関係諸機関におかれましては、これまで以上に一層の御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和 2 年 8 月吉日

横浜市健康福祉局 担当理事
こころの健康相談センター
センター長 白川 教人

目次

「こころの健康相談センター」所報第18号の発行に際して

	ページ
第1 横浜市こころの健康相談センターの概要	4
1 沿革	
2 所在地	
3 組織	
4 令和元年度 横浜市こころの健康相談センター事業	
第2 事業概要	
1 技術援助	9
(1) 福祉保健センターへの技術援助	
(2) その他の機関への技術援助	
(3) 災害時こころのケアに関する事業	
2 精神保健福祉相談	12
(1) 平日昼間の相談	
(2) こころの電話相談	
3 人材育成	17
(1) 当センター主催研修	
(2) 他機関主催研修（講師派遣）	
(3) 実習生等受け入れ	
4 普及啓発	20
(1) 広報印刷物の発行	
(2) 講演会	
(3) ホームページや SNS を活用した普及啓発	
5 調査研究・学会発表	22
(1) 学会発表等	
(2) 誌面発表	

6	精神医療審査会の審査に関する業務	23
	(1) 精神医療審査会の開催	
	(2) 審査結果	
7	自立支援医療（精神通院医療）及び精神障害者保健福祉手帳	24
	(1) 意見聴取の実施	
	(2) 自立支援医療（精神通院医療）の認定	
	(3) 精神障害者保健福祉手帳の判定	
8	精神科救急医療業務	25
	(1) 精神科救急医療体制の概要（令和元年度）	
	(2) 精神科救急医療情報窓口	
	(3) 精神保健福祉法に基づく申請・通報・届出等の状況	
	(4) 警察官通報の状況	
	(5) 患者移送業務の状況	
	(6) 精神科身体合併症転院事業の状況	
	(7) 会議等への出席	
	(8) 職員研修	
9	自殺対策事業	33
	(1) 普及啓発	
	(2) 人材育成	
	(3) 自死遺族への支援	
	(4) 区局への支援	
	(5) 関連会議への出席	
	(6) 統計解析とその情報提供	
10	依存症対策事業	41
	(1) 依存症相談	
	(2) 依存症家族教室	
	(3) 依存症回復プログラムの実施	
	(4) 人材育成	
	(5) 普及啓発	
	(6) 依存症対策検討部会の開催	
	(7) 関連会議への参加	
	(8) 団体支援	
	(9) 調査研究	
11	退院後支援事業	49
	(1) 経過	
	(2) 事業の概要	
	(3) 計画の内容	
	(4) 実績	
	(5) 人材育成	
	(6) 調査研究	

資料編

1	横浜市こころの健康相談センター条例	52
2	横浜市こころの健康相談センター規則	53
3	精神保健福祉センター運営要領	57
4	調査・研究	
	【第27回日本精神科救急学会学術総会】	60
	・精神保健福祉法第23条通報に基づく警察官通報における状況と分析 ～安定・安心して地域生活を送るには～	
	【全国精神保健福祉保健センター研究協議会】	63
	・横浜市退院後支援事業利用者への聴き取り調査 ～利用者が安心して退院を迎えて地域で生活できるように～	
	【第54回横浜市保健・医療・福祉研究発表会】	65
	・横浜市退院後支援事業利用者への聴き取り調査 ～利用者が安心して退院を迎えて地域で生活できるように～	

第 1

横浜市こころの健康相談センターの概要

- 1 沿 革
- 2 所在地
- 3 組 織
- 4 令和元年度 横浜市こころの健康相談センター事業

1 沿革

平成 14 年	4 月	1 日	横浜市こころの健康相談センター設置 (精神保健福祉課内) 精神科三次救急 365 日・24 時間体制の実施
	6 月	1 日	精神科三次救急の移送業務の本格実施
	7 月	1 日	夜間・休日「こころの電話相談」の開始
平成 15 年	4 月	1 日	精神科二次救急の土日の 24 時間体制の実施 精神科救急医療情報窓口への職員派遣の開始
平成 16 年	10 月		精神科初期救急の実施
平成 18 年	3 月		機構再編 (健康福祉局)
平成 19 年	4 月		精神保健福祉課廃止にともない、単独の組織となる 自殺対策事業の実施
	6 月		精神科救急身体合併症転院事業の開始
	10 月		精神科二次救急の 24 時間体制の実施
平成 21 年	12 月		「かかりつけ医うつ病対応力向上研修」の開始
平成 22 年	4 月		「横浜市中期 4 か年計画」に基づく自殺対策を開始
平成 24 年	7 月		「横浜市地域自殺対策情報センター」となる
平成 28 年	4 月		「横浜市地域自殺対策情報センター」から「横浜市地域自殺対策推進センター」に変更
平成 28 年	10 月		依存症回復プログラム実施開始
平成 29 年	5 月		措置入院者等の退院後支援開始 依存症相談窓口開設
令和 2 年	2 月		現在地に移転
	3 月		依存症相談拠点となる

2 所在地 (令和 2 年 3 月 31 日現在)

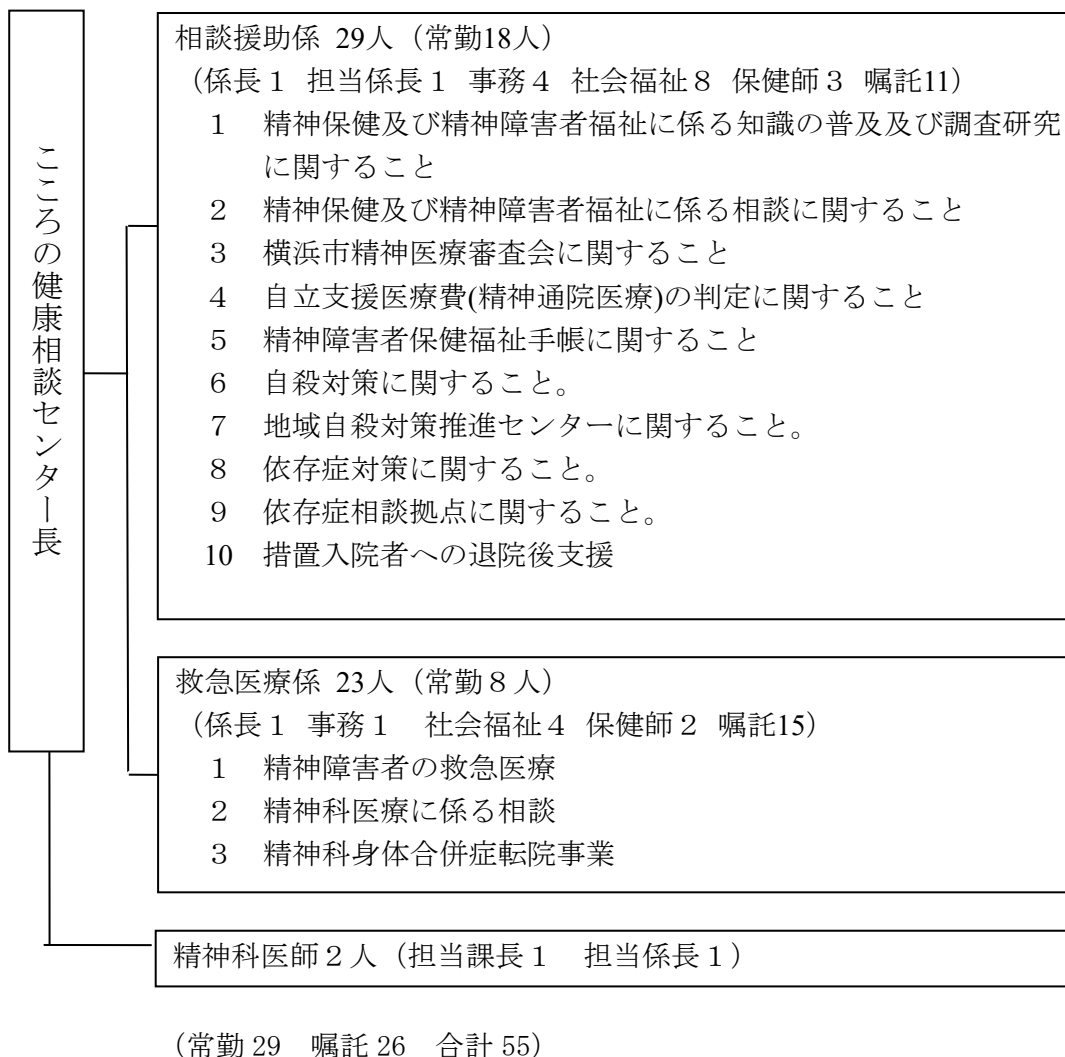
横浜市中区本町 2 丁目 22 番地 京阪横浜ビル 10 階 電話 045-671-4455 (代表)

(移転履歴)

平成 14 年 4 月～ 横浜市中区尾上町三丁目 39 尾上町ビル 6 F、7 F
平成 18 年 3 月～ 横浜市中区港町 1 横浜市庁舎 7 階
平成 19 年 4 月～ 横浜市港北区鳥山町 1735 横浜市総合保健医療センター 4 F
平成 24 年 7 月～ 横浜市中区日本大通 18 KRC ビル 6 階
令和 2 年 2 月～ 現在地

3 組織 (令和2年3月31日現在)

健康福祉局 障害福祉部 こころの健康相談センター



4 令和元年度 横浜市こころの健康相談センター事業

横浜市こころの健康相談センター（以下「当センター」という。）は、「精神保健福祉センター運営要領」（厚生労働省通知健医発第 57 号）に基づき、次の業務を実施しました。

(1) 技術援助

地域精神保健福祉活動を推進するため、区福祉保健センターをはじめ関係機関に対し、専門的立場から技術援助を行いました。

(2) 精神保健福祉相談

こころの健康問題や精神障害のある市民に対し、区福祉保健センターや関係機関と連携を図りながら電話相談等を行いました。

(3) 人材育成

精神保健福祉に関する知識の習得と技術の向上を目的とし、区福祉保健センター等の関係職員を対象とした、専門的研修等の教育研修を開催しました。また、他機関からの依頼に基づき、当センター職員を講師として派遣しました。

(4) 普及啓発

精神疾患や精神障害に対する正しい知識の普及啓発を図るため、講演会、インターネット、広報印刷物、交通広告媒体、街頭キャンペーン及びパネル展等各種媒体での情報発信を行いました。

(5) 調査研究・学会発表

精神医療や保健、福祉に関する資料の収集や研究をとおり、最新の精神保健福祉活動の実態を把握し、区福祉保健センターや関係機関等に情報提供を行いました。

(6) 精神医療審査会の審査に関する業務

精神医療審査会の運営事務及び審査に必要な調査のほか、当該審査会の審査に関する業務を行いました。また、精神保健福祉法第 38 条の 4 の規定に基づく退院請求等の受付、調査を実施しました。

(7) 自立支援医療（精神通院医療）及び精神障害者保健福祉手帳

障害者総合支援法第 53 条第 1 項の規定に基づく自立支援医療（精神通院医療）及び精神保健福祉法第 45 条第 1 項の規定に基づく精神障害者保健福祉手帳の申請に対する判定業務を行い、交付事務も合わせて行いました。

(8) 精神科救急医療業務

神奈川県、川崎市及び相模原市と協調のもと、精神科救急医療体制を運用し、患者・家族等からの相談や、警察官の通報、身体合併症患者の転院などに対応しました。その他、区福祉保健センターや関係機関からの精神科救急医療に係る相談を受け、支援を行いました。

(9) 自殺対策事業

社会問題となっている“自殺の問題”に対応するため、国の自殺対策基本法や自殺総合対策大綱が定められ、平成 30 年度には横浜市自殺対策計画が策定されました。当センターでは平成 14 年度～精神保健福祉に係る側面から、自殺対策事業を実施してきました。

自殺対策に係る普及啓発として、講演会の開催や自殺対策ホームページの運用、自殺対策強化月間におけるキャンペーン等の啓発、地域の開業医や区福祉保健センター等の職員を対象とした研修会の実施、自死遺族への支援などを行いました。

(10) 依存症対策事業

国の定める「依存症対策総合支援事業実施要綱」に基づき依存症相談窓口を設置し、専用電話番号での相談を受けるとともに、面接相談を実施してきました。依存症者へ

の再発予防プログラムとして依存症回復プログラム「WAI-Y」を実施するとともに、依存症問題で困っているご家族を対象として依存症家族教室を実施し、その一部でクラフトプログラムを実施しました。今年度は依存症相談拠点となることで地域の関係者の皆様との連携を深め、包括的な支援を行うための取り組みをさらに進めました。

(11) 措置入院者の退院後支援

特に手厚い支援を必要とすることが多い措置入院者に対し退院後の支援を継続的かつ安定的に実施するために、平成30年3月に国のガイドラインが発出されたことに伴って本市のガイドラインの改定を行い、事業を継続してきました。

今年は前年度実施した事業利用者への聴き取り調査の結果について、研究発表を行いました。

第2 事業概要

- 1 技術援助
- 2 精神保健福祉相談
- 3 人材育成
- 4 普及啓発
- 5 調査研究・学会発表
- 6 精神医療審査会の審査に関する業務
- 7 自立支援医療(精神通院医療)及び精神障害者保健福祉手帳
- 8 精神科救急医療業務
- 9 自殺対策事業
- 10 依存症対策事業
- 11 退院後支援事業

1 技術援助

地域精神保健福祉活動を推進するため、福祉保健センター及び関係機関に対し、専門的立場から、技術援助を行いました。

(1) 福祉保健センターへの技術援助

【内容】

福祉保健センターの精神保健福祉相談担当者からの複雑困難ケースに関する相談等に対して、助言や援助方針の確認、事例検討を行いました。

また、令和元年度は、現在当センターが行っている業務についての情報提供・共有とスキルアップを目的とした精神保健福祉研修を3回開催しました。

【実績】詳細は、表 1-1, 2 参照

(ア) 精神保健福祉研修

- ・10月7日(月) テーマ「横浜市措置入院者退院後支援について」 参加 59人
- ・10月23日(水) テーマ「依存症社会資源の紹介」 参加 34人
(再掲：10 依存症対策事業)
- ・11月11日(月) テーマ「受診受療援助」 参加 27人

(イ) 福祉保健センター主催会議への出席

- ・精神保健福祉行政連絡会 12区各一回
- ・その他 3回

(2) その他の機関への技術援助

【内容】

医療機関等の関係機関からの個別ケースの電話相談等(52回)に対して、助言や援助方針の確認を行いました。

また、自殺対策担当者連絡会や電話相談関係機関連絡会等を実施し、関係機関職員間の連携の強化や専門的立場からの助言・意見交換を行いました。

さらに、横浜市障害者相談支援事業実施要綱に基づく二次相談支援機関として、横浜市障害者二次相談支援機関連絡会議に参加しました。

【実績】表 1-3～6 参照

(3) 災害時こころのケア・こころの健康づくりに関する事業（区役所等への技術援助）

ア 「～被災者支援に携わる職員のための～災害時こころのケアハンドブック」を令和2年度に配布できるよう改定のための検討を開始しました。

イ 健康福祉局保健事業課と共同で、一般市民向けリーフレット「それってストレスのせいじゃない？」を作成。各区役所の事業他、企業等での活用を想定して作成しました。また、保健事業課が健康経営の取組みの一環として行っている企業向け健康マガジンへ、9月と3月の2回、メンタルヘルスに関する記事を配信しました。(再掲：4普及啓発)

表1-1 区福祉保健センター支援事業における日常相談支援（回）

	方 法						計
	電話（Eメール含む）			来所・出張（訪問）			
	個別相談 ケース	事業運営に 関する相談等	その他	個別相談 ケース	事業運営 に関する相談等	その他	
計	21	16	25	0	0	0	62

表1-2 区福祉保健センター支援事業における相談内容（回）

内容	高齢者 精神保健	社会復帰	依存症	思春期	心の健康 づくり	うつ	てんかん	その他	計
計	2	2	0	1	23	1	2	31	62

表1-3 その他の機関への支援事業における対象別件数（回）

対象機関	回数	主な機関例
医療機関	13	病院、クリニック
市内行政機関	16	健康福祉局生活支援課、児童相談所、交通局、消防局等
市外行政機関	16	他都道府県精神保健福祉センター等
その他	7	家庭裁判所、地域ケアプラザ、神奈川被害者支援センター
合計	52	

表1-4 その他の機関への支援事業における相談内容別（回）

内容	高齢者 精神保健	社会復帰	依存症	思春期	心の健康 づくり	その他	計
計	0	2	0	1	17	32	52

表1-5 会議を通じた技術支援
こころの健康相談センター主催

	回数
自殺対策担当者連絡会	1
電話相談関係機関連絡会	1
その他	1

表1-6 会議への参加

	回数
都道府県・局主催の会議への参加	38
区福祉保健センター主催の会議への参加	15
その他関係機関・団体主催の会議への参加	28

2 精神保健福祉相談

こころの健康問題や精神障害のある市民に対し、電話や面接等による相談を実施しました。

平日昼間の相談は主として市内 18 区の各福祉保健センターが実施し、当センターでは平日昼間の相談対応とともに、平日の夜間・休日（年末年始を含む）に傾聴と情報提供を主とした「こころの電話相談」を実施しました。

(1) 平日昼間の相談

【内容】

電話相談及び面接相談を行いました。相談内容に応じ、他機関を紹介するとともに、継続的な支援が必要な場合は福祉保健センターへ引継ぎました。

【実績】

ア 電話相談

(ア) 相談件数(件)

実件数	延件数
947	1,190

※自死遺族ホットライン、依存症相談を含む。

(イ) 相談状況

表 2-9～表 2-11、表 9-1（自死遺族ホットライン）、表 10-1（依存症相談）を参照

イ 面接相談

(ア) 相談件数(件)

実件数	延件数
165	262

※依存症相談を含む。

(イ) 相談状況 表 2-12～13、表 10-1（依存症相談）を参照

(2) こころの電話相談

家庭、職場などでの人間関係やストレスによる様々な悩みや不安を抱える横浜市民に対し、区福祉保健センターの閉庁時間に電話相談を実施しました。

【内容】

平日夜間(17:00 から 21:30 まで受け付け)と土曜・休日(8:45 から 21:30 まで受け付け)に専用電話を設け、専門の相談員が対応しました。

相談は匿名で受けており、傾聴、助言及び情報提供を行いました。継続的な支援が必要と判断した場合は福祉保健センター等を情報提供しました。

その他、こころの健康に関する電話相談を実施している市内の関係機関と連携を図るため、「電話相談関係機関連絡会」を開催しました。

【実績】

延相談件数は 7,152 件

詳細は、表 2-1～表 2-9 を参照

表2-1 「こころの電話相談」相談件数

延べ相談件数	7,152
--------	-------

表2-2 「こころの電話相談」相談者の状況（件数）

本人	親	配偶者	兄弟	子ども	関係機関	不明	その他	計
5,947	107	36	39	16	0	971	36	7,152

表2-3 「こころの電話相談」対象者の男女割合

性別	男	女	不明	計
件数	1,535	4,744	873	7,152
比率	22%	66%	12%	

表2-4 「こころの電話相談」対象者の年代

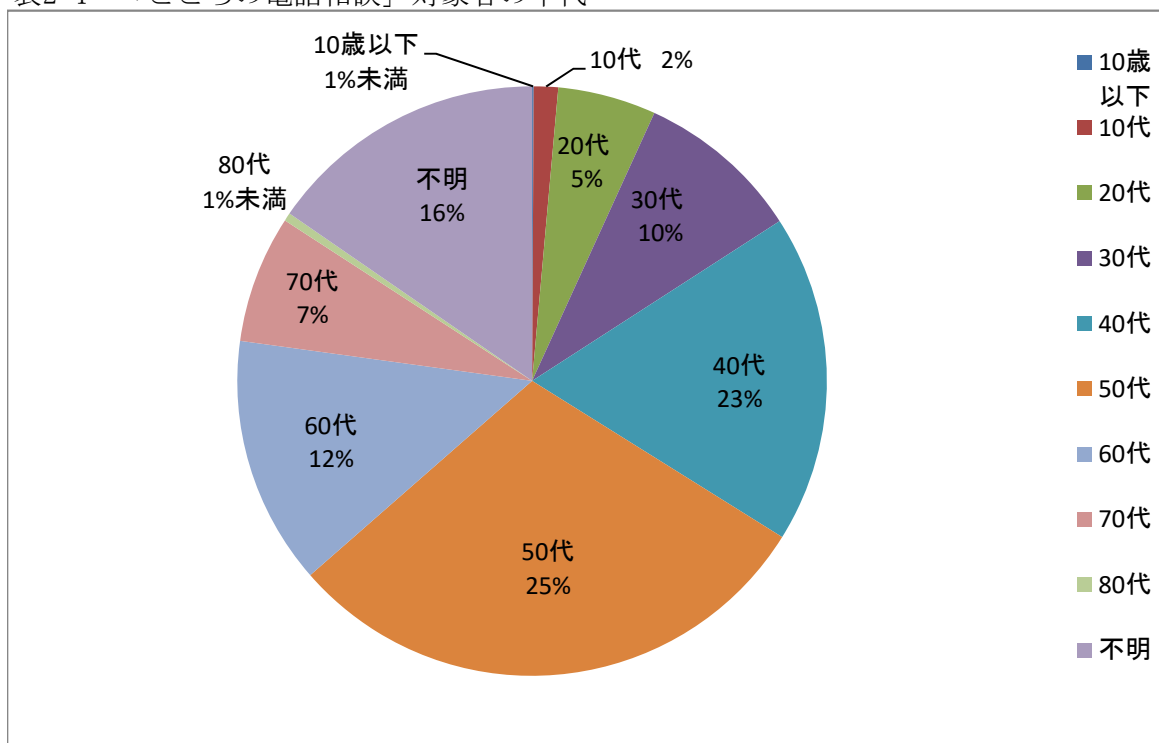


表2-5 「こころの電話相談」対象者の居住地

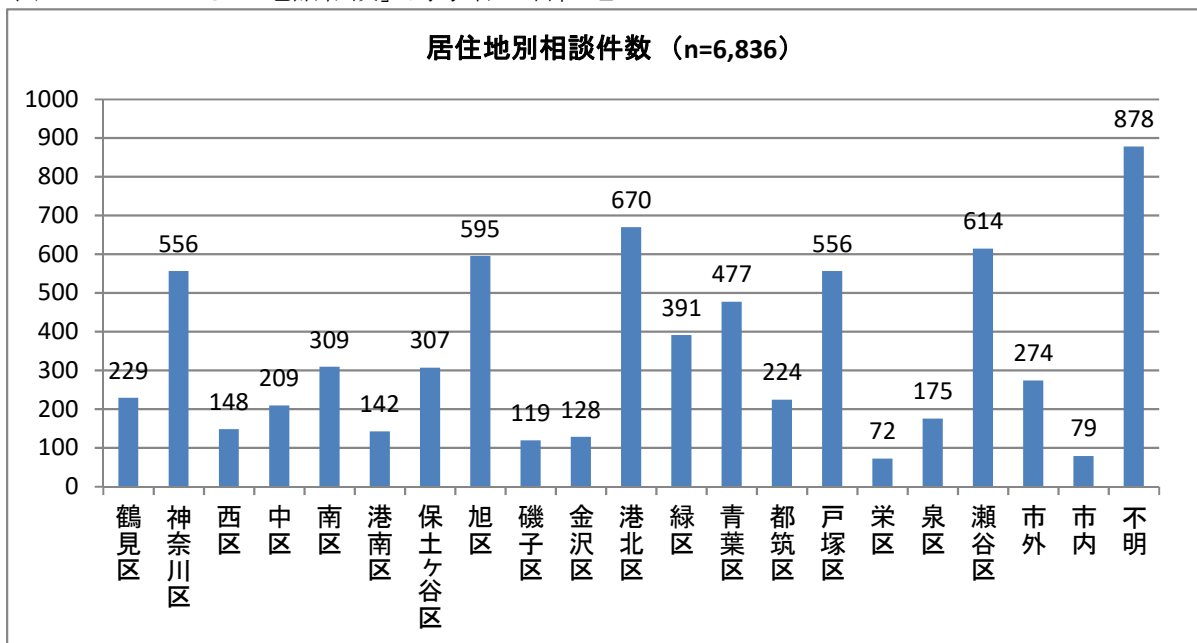


表2-6 相談の契機 (こころの電話相談を知った理由)

	広報・ちらし※1	区福祉保健センター	福祉関係	教育関係	いのちの電話	相談機関	その他の	知人から	インターネット	※2その他	不明	再相談	計
件数	105	12	7	32	4	43	21	786	112	1030	5,000	7,152	
比率	1.5%	0.2%	0.1%	0.4%	0.1%	0.6%	0.3%	11.0%	1.6%	14.4%	69.9%		

※1 「広報・ちらし」：横浜市等の行政機関の刊行物

※2 「その他」：新聞等

表2-7 「こころの電話相談」相談内容の内訳

	アルコール問題	薬物問題	老人精神	思春期	心の健康	精神疾患	その他	計	比率%
1 精神科の病気（症状、治療）に関する	1	1	1	2	14	624	53	696	9.7
2 精神科以外(症状、治療)の病気に関する	0	0	1	1	29	319	35	385	5.4
3 食行動の問題	0	0	0	0	1	14	5	20	0.3
4 ひきこもりについて	0	0	0	1	2	9	4	16	0.2
5 性についての悩み、不安	0	0	0	3	3	8	9	23	0.3
6 自分の性格	1	0	9	3	138	1248	98	1497	21
7 育児、しつけ	0	0	0	0	10	4	2	16	0.2
8 学校関係（いじめ、不登校）	0	0	0	13	22	17	3	55	0.8
9 家族関係	4	0	9	2	260	348	111	734	10
10 近隣知人の問題	0	0	0	0	28	78	26	132	1.8
11 職場人間関係	0	0	0	0	63	53	27	143	2
12 その他の対人関係	0	0	0	3	70	294	42	409	5.7
13 非行、反社会的行動	0	0	0	0	1	4	2	7	0.1
14 仕事、働くことについて	0	0	0	0	68	246	30	344	4.8
15 経済的問題	1	0	0	0	7	44	8	60	0.8
16 病院、社会資源等の情報	2	0	1	2	11	149	41	206	2.9
17 公的制度の情報	0	0	0	0	3	34	5	42	0.6
18 話がしたい	0	0	0	0	29	666	48	743	10
19 内容不明	0	0	0	0	5	116	272	393	5.5
20 当センターの利用について	0	0	0	0	1	16	44	61	0.9
21 その他	7	2	1	2	52	230	876	1,170	16
計	16	3	22	32	817	4,521	1,741	7,152	
比率 (%)	0.2	0	0.3	0.4	11.4	63	24		

表2-8 「こころの電話相談」対応内容

対応	傾聴	助言指導	情報の提供、制度等の紹介			当センターに引継	その他※2	計
			福祉保健センター	医療機関	その他※1			
計 (件)	2,548	2,586	154	43	521	49	1,251	7,152
比率 (%)	35.6%	36.2%	2.2%	0.6%	7.3%	0.7%	17.5%	100.0%

※1 「情報の提供、制度の紹介（その他）」：精神障害者生活支援センター、男女共同参画センター、いのちの電話などの相談機関

※2 「その他」：相談中に電話が切れる、無言電話など

表2-9 【電話相談】 平日昼間の相談における相談契機（相談実件数）

広報・印刷物	福祉保健センター	医療機関	こころの電話相談	インターネット	その他の相談機関	その他	不明	計
10	7	67	3	109	12	22	78	308

※「その他」：その他の相談機関、再相談を含む。

表2-10 【電話相談】 対象者の状況（相談延件数）

対象者の性別	男	女	不明					計
	142	173	8					323
対象者の年齢	20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	不明
	15	13	10	16	11	6	19	233
対象者との関係	本人	親	配偶者	兄弟	子	関係機関	その他	不明
	216	35	11	5	11	9	16	20

※「その他」：知人等

表2-11 【電話相談】 相談内容・対応（相談延件数）

対応	相談内容	老人精神	社会復帰	アルコール	薬物	ギャンブル	思春期	心の健康	うつ状態・うつ	摂食障害	てんかん	その他	計
	終了		5	16	1	0	0	4	100	14	0	4	164
継続	当センターで継続	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	3	5
	福祉保健センターへ引継	0	2	0	0	0	0	3	0	0	0	2	7
	その他	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	2
その他		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
合計		5	18	3	0	1	4	103	14	0	4	171	323

※「その他」：精神疾患に関する相談など

表2-12 【面接相談】 対象者の状況（相談延件数）

対象者の性別	男	女	不明					計
	19	14	0					33
対象者の年齢	20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	不明
	0	0	0	1	8	21	0	3
対象者との関係	本人	親	配偶者	兄弟	子	関係機関	その他	不明
	30	1	0	1	0	0	1	0

※「その他」：知人等

表2-13 【面接相談】 相談内容・対応（相談延件数）

対応	相談内容	老人精神	社会復帰	アルコール	薬物	ギャンブル	思春期	心の健康	うつ状態・うつ	摂食障害	てんかん	その他	計
	終了		0	1	0	0	0	0	3	0	0	0	0
継続	当センターで継続	0	0	21	0	0	0	0	0	0	0	0	21
	福祉保健センターへ引継	0	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	8
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計		0	1	29	0	0	0	3	0	0	0	0	33

※「その他」：精神疾患に関する相談など

3 人材育成

精神保健福祉に関する、知識の習得と人材の育成、技術的水準の向上を目的とし、福祉保健センター等の関係職員を対象とした専門的研修等の教育研修の開催及び実習を実施するとともに、他機関からの実習生を受入れました。

また、他機関主催の研修等に職員を派遣しました。

(1) 当センター主催研修

福祉保健センター等をはじめとする関係機関職員を対象として、研修を実施しました。

研修名		回数	内容	講師	参加 延人数
精神保健福祉基礎研修	基礎医学編	2	統合失調症、パニック障害、強迫性障害とその他の神経症、器質性精神障害（主に認知症）	当センター医師、職員	116人
			発達障害、パーソナリティ障害と依存症		
	障害理解編	1	精神障害（生活障害）の理解、精神障害者への支援についてのグループワーク	訪問看護ステーションみのり横浜 所長 松井 洋子 氏	39人
課題別研修	パーソナリティ障害対応研修	1	パーソナリティ障害の基礎知識・対応について学ぶ	カウンセリングルームセンター南 所長 梶山 亮 氏	65人
	ひきこもり対応研修	1	【基礎編】ひきこもりの基礎知識・対応について学ぶ	世田谷区世田谷総合支所保健福祉センター 丹野 満佐子 氏	64人
		1	【事例編】事例検討を通し、実践的な対応を学ぶ		37人
その他の研修	横浜市措置入院者退院後支援事業研修	1	区職員以外を対象とした措置入院者退院後支援事業についての業務研修を初めて実施	当センター職員	59人
	精神保健福祉研修	1	精神科医療につなげるために必要な精神科救急と受診受療援助について学ぶ	当センター医師、職員	27人

	精神保健福祉業務 新任研修 (障害企画課と 共催)	2	新任者を対象とした業務研修 ・精神保意見福祉業務マニュアルについて ・医療観察法について ・自立支援医療について ・精神保健福祉手帳について ・措置入院者退院後支援について ・関係機関への支援について	旭福祉保健センター 細野 智 神奈川福祉保健センター 川添 慶一郎 栄福祉保健センター 大木 彩子 金沢福祉保健センター 富樫 令 港南福祉保健センター 高橋 和歌子 保護観察所職員 障害企画課職員 障害企画課 職員 当センター職員	50人
--	------------------------------------	---	--	---	-----

※自殺対策事業、依存症対策事業で開催した研修については、各事業の頁に記載しました。

(2) 他機関主催研修（講師派遣）

他機関からの依頼により、当センター職員を派遣しました。（再掲：9、10、11）

研修名	回数	内容	講師	参加延人数
健康福祉局転入者研修	1	生活習慣病とこころの健康	センター長	150人
学校用務員 夏季研修	2	横浜市の自殺対策とゲートキーパーについて	センター長	962人
学校給食調理員 夏季研修	2	横浜市の自殺対策とゲートキーパーについて	センター長	772人
横浜市理美容連合会 自殺対策研修	1	横浜市の自殺対策とゲートキーパーについて	センター長	54人
神奈川区人権啓発研修	1	横浜市の自殺対策とゲートキーパーについて	センター長	10人
学校用務員・学校給食調理員 フォローアップ研修	1	横浜市の自殺対策とゲートキーパーについて	センター長	46人
戸塚区人権啓発研修	1	横浜市の自殺対策とゲートキーパーについて	センター長	38人
緑区人権啓発研修	1	横浜市の自殺対策とゲートキーパーについて	センター長	57人

青葉区人権啓発研修	1	横浜市の自殺対策とゲートキーパーについて	センター長	83人
旭区人権啓発研修	1	横浜市の自殺対策とゲートキーパーについて	センター長	42人
港北区人権啓発研修	1	横浜市の自殺対策とゲートキーパーについて	センター長	67人
生活習慣病対策事業 新任者研修	1	生活習慣病とこころの健康	センター長	40人
マスコミが伝えない『ギャンブル依存症』の話	1	依存症の理解と支援について	当センター職員	65人
精神科救急医療対策と 退院後支援	1	措置入院者の退院後支援	センター長	30人
神奈川県被害者支援センター 電話相談員月例定例研修	1	一般事業	当センター職員	30人
ギャンブル等依存に起因する 生活問題に関する研修会	1	依存症の理解と支援について	センター長	54人

(3) 実習生等受け入れ

各区福祉保健センターで社会福祉援助技術実習または精神保健福祉援助実習を行っている実習生を、実習プログラムの一環として受け入れました。

内 容	実施日	人数
こころの健康相談センター事業概要説明、講座の見学・参加、街頭キャンペーンへの参加等	8月28日	4人
	9月10日	13人
	9月25日	4人
	10月1日	7人

4 普及啓発

精神保健福祉に関する知識の普及を図るため、広報印刷物の発行や他機関主催の講演会等に講師を派遣しました。

(1) 広報印刷物の発行

名 称	発行時期・部数		主な配布対象
「こころの病気について理解を深めよう」*	令和2年3月	1,500部	市民、 行政機関、 相談機関、 医療機関、 関係団体など
身近な人が「うつ病」になったら*	令和2年3月	改訂のみ	
それって、ストレスのせいじゃない？ ★	令和2年2月	5,000部	
「依存症って知っていますか？」*	令和元年12月 (旧・障害企画課)	3,000部	
ギャンブル等依存症普及啓発用カード ★*	令和元年5月 令和元年5月 (旧・障害企画課) 令和元年12月	2,500部 6,500部 200部	
横浜市依存症相談拠点のご案内★	令和2年3月	9,000部	
「あなたに知ってほしい」*	令和元年8月	7,000部	
「ホットライン」と「遺族の集い」のお知らせ	令和2年3月	8,000部	
みんなでゲートキーパー宣言 *	令和元年8月 令和2年3月	2,100部 4,000部	
自死遺族について知ってほしいこと*	令和元年8月	1,200部 500部	
うつ病ってどんな病気？	令和2年3月	1,000部	
ご家族や大切な方を自死(自殺)で亡くされたあなたへ	令和元年8月	500部	

「★」は新規、「*」は増刷・改訂

・こころの健康づくりに関するリーフレットの作成・配付(再掲:1技術援助)

健康福祉局保健事業課と共に、こころの健康づくりに関するリーフレット「それってストレスのせいじゃない？」(5,000部)を新規作成し、日常的な相談支援、講座や区民まつりなどイベント等で市民への周知に活用できるよう各区福祉保健センター福祉保健課や高齢・障害支援課、地域の関係機関等に配布しました。

(2) 市民を対象とした講演会

横浜市立大学との共催講演会（再掲：9 自殺対策事業）

日時：令和元年 10 月 1 日（火）

講演会テーマ：市大エクステンション講座「中高年のメンタルヘルス」

講師：横浜市立大学病院 市民総合医療センター 精神医療センター 大石 泰史 医師

会場：横浜市開港記念会館

参加人数：256 名

(3) ホームページや SNS を活用した情報発信

ア 本市ホームページの「こころの健康」のページで、当センターの各種情報を発信しています。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kenko-iryo/kokoro/>

イ 自殺対策に特化したホームページを開設し、自殺についての正しい知識の普及啓発や、相談窓口などの発信を行っています。

横浜市自殺対策サイト「～生きる・つながる～ 支えあう、よこはま」

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kenko/ikiyoko/>

ウ 健康経営事業「よこはま企業メールマガジン」への原稿投稿（今年度新規取組、10 依存症対策にも再掲）

健康福祉局保健事業課が毎月市内中小企業向けに配信する「よこはま企業メールマガジン」に、こころの健康に関する原稿を投稿し、働く世代へのこころの健康づくりに関する普及・啓発を実施しました。

9 月号：お酒と睡眠～「眠るための飲酒」は避けましょう～

3 月号：ストレス対策～物事のとらえ方、考え方を見直してみませんか～

5 調査研究・学会発表

精神医療・保健・福祉に関する資料の収集・研究をとおり、関係機関等に情報の提供等を行いました。

(1) 学会発表等

学会名	発表内容	発表者
6 th International Conference on Behavioral Addictions	Community-based approach for Behavior Addiction	白川 ほか
第 27 回日本精神科救急学会 学術総会*	精神保健福祉法第23条に基づく警察官 通報における状況と分析 ～安定・安 心して地域生活を送るには～	岡山 ほか
2019 年度アルコール・薬物依存 関連学会合同学術総会	薬物依存症当事者と専門職との協働に よる研修が生活保護担当ワーカーの支 援態度に与える影響	白川 ほか
全国精神保健福祉保健センター 研究協議会*	横浜市退院後支援事業利用者への聴き 取り調査 ～利用者が安心して退院を 迎えて地域で生活できるように～	坪田 ほか
第 54 回横浜市保健・医療・ 福祉研究発表会*	横浜市退院後支援事業利用者への聴き 取り調査 ～利用者が安心して退院を 迎えて地域で生活できるように～	小野満 ほか

*資料編参照

(2) 執筆

発表誌名	発表内容	執筆者
日本アルコール関連問題学会 雑誌 第 20 巻第 2 号	精神保健福祉センターにおけるギャンブル 障害の相談体制の現状と課題	白川

6 精神医療審査会の審査に関する業務

市内の精神科病院から提出される医療保護入院者の入院届・定期病状報告、措置入院者の定期病状報告及び入院患者等からの退院・処遇の改善請求について、入院または処遇の適否の審査を行う精神医療審査会を運営しました。

(1) 精神医療審査会の開催

ア 合議体

医療委員3名、法律家委員1名及び有識者委員1名で構成する合議体を4組編成し、審査会を毎月第1～4木曜日に開催しました。

イ 全体会

各合議体で共通する運営上の課題について議論するための全体会を開催しました。

日時：令和元年10月3日（木）午後1時から
 議事：横浜市精神医療審査会の運営状況の報告
 書面審査について
 退院請求審査について

出席者：医療委員11名、法律家委員4名、有識者委員4名

(2) 審査結果

ア 書類審査

精神科病院から提出された定期の報告等について、入院の要否を審査しました。

単位：件

	審査	審査結果		
		適当	移行	不要
医療保護入院者の入院届	4,920	4,920	0	0
医療保護入院者の定期病状報告	1,785	1,785	0	0
措置入院者の定期病状報告	4	4	0	0
計	6,709	6,709	0	0

イ 退院または処遇改善請求審査

委員が病院に出向き、請求者、病院管理者、入院患者及び保護者に対し意見を聴き、入院の要否または処遇の適否について審査しました。

単位：件

	請求	審査	審査結果	
			適当	不適當
退院請求	194	89	84	5
処遇改善請求	67	35	32	3
計	261	124	116	8

7 自立支援医療（精神通院医療）及び精神障害者保健福祉手帳

自立支援医療（精神通院医療）（障害者自立支援法第 52 条）及び精神障害者保健福祉手帳交付（精神保健福祉法第 45 条）申請の判定業務を行いました。

(1) 意見聴取の実施

センター長が判断するにあたり、外部精神保健指定医 5 名を嘱託医師として委嘱し、毎月 2 回（変則あり）、計 24 回意見聴取を実施しました。

(2) 自立支援医療（精神通院医療）の認定

申請書に添えられた診断書に基づき、自立支援医療（精神通院医療）の適否を認定しました。
(件)

認定件数 *	認定結果
38,614	38,579（承認）

* 「認定件数」：申請件数のうち、医師の診断書が添えられた件数

(3) 精神障害者保健福祉手帳の判定

申請書に添えられた診断書に基づき、手帳交付の可否及び障害等級を判定しました。
(件)

申請件数	判定件数 *	判定結果	
20,639	13,138	【 1 級 】	1,247
		【 2 級 】	6,003
		【 3 級 】	5,820
		【 不承認 】	68

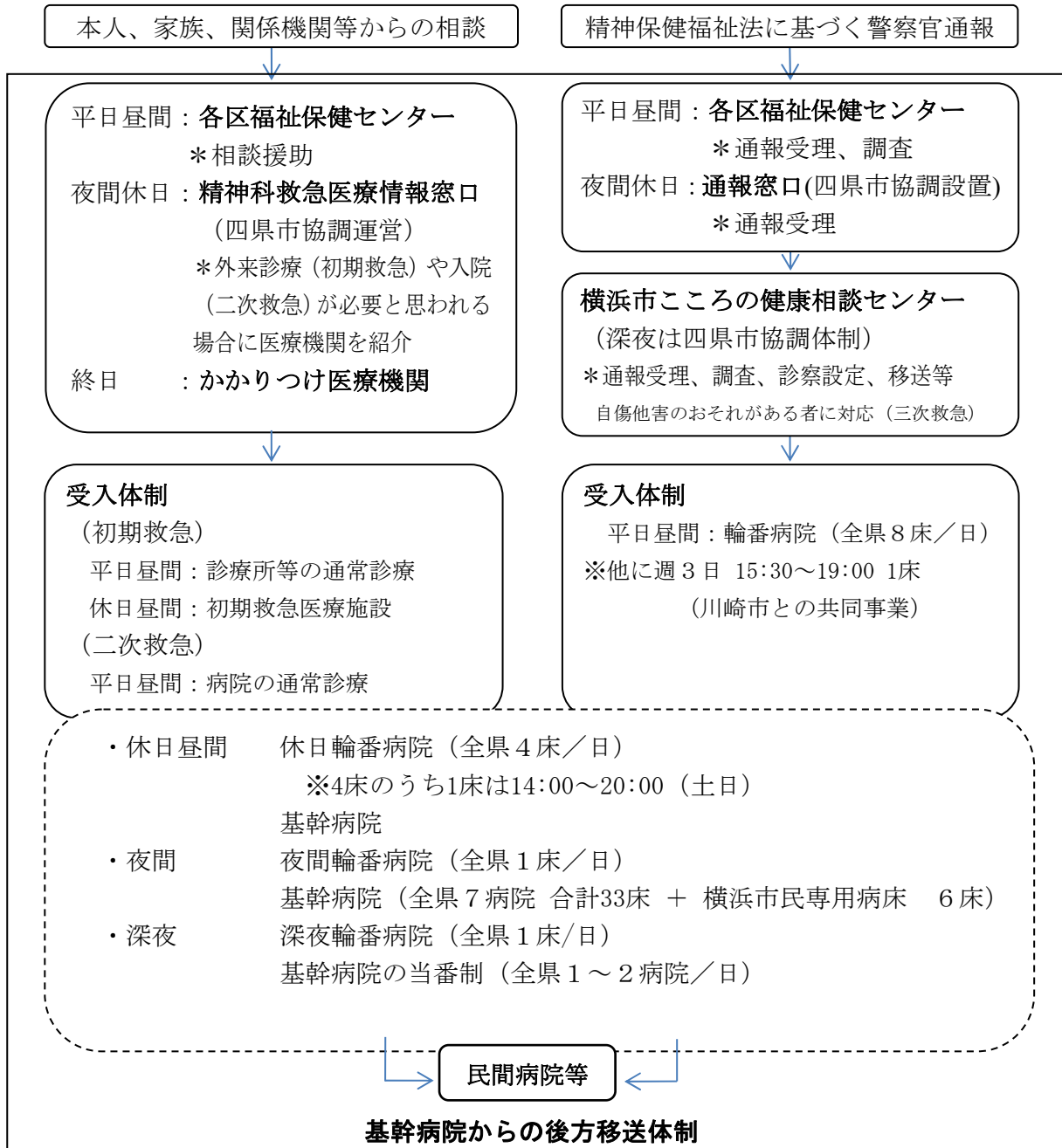
* 「判定件数」：申請件数のうち、医師の診断書が添えられた件数

8 精神科救急医療業務

平成8年4月1日から、神奈川県ほか県内指定都市と協調して、精神科救急医療体制を整備・実施しています。

この体制は、精神疾患の急激な発症や精神症状の悪化等により、早急に適切な精神科医療を必要とする場合に、医療機関の紹介や精神保健福祉法に基づく診察を行うとともに、必要な医療施設を確保すること等により、救急患者の円滑な医療及び保護を図ることを目的としています。

(1) 精神科救急医療体制の概要（令和元年度）



- ・基幹病院 夜間、深夜及び休日に二次・三次救急の受入を行う病院
- ・輪番病院 各時間帯に輪番で精神科救急の受入を行う精神科病院
- ・初期救急医療施設 休日昼間(土曜午前を除く)に初期救急の受入を行う精神科診療所(横浜市単独事業)
- ・後方移送体制 基幹病院の空床確保を目的とする民間病院等への早期の転院体制

(2) 精神科救急医療情報窓口

平成8年4月1日から神奈川県及び県内指定都市協同で「精神科救急医療情報窓口」を運営し、夜間及び休日（土曜・日曜・祝日については24時間）に精神疾患の急激な発症や精神症状の悪化等により早急に精神科医療を必要とする方に、必要に応じて病院を紹介（精神科救急医療相談）しています。

ア 窓口運営時間

- (ア) 平日 17時～翌8時30分
 - (イ) 休日 8時30分～翌8時30分
- * 翌日が平日の場合は8時まで受付

イ 受入医療機関の体制

(ア) 夜間

基幹病院、夜間輪番病院及び県域の精神科協力診療所

(イ) 休日昼間

民間病院の当番制により、全県で1日4床を確保

* 土曜、日曜については4床のうち1床は14:00～20:00

県域の精神科協力診療所のほか、休日昼間（土曜午前を除く）は横浜市総合保健医療センターにおいて精神科初期救急として外来診療を実施しています。

ウ 実績

(ア) 相談受入状況

(件)

	平日夜間	平日深夜	休日昼間	休日夜間	休日深夜	合計
相談件数	2,059	2,182	2,276	1,076	1,335	8,928
うち市民	735	812	920	435	540	3,442
(割合)	35.7%	37.2%	40.4%	40.4%	40.4%	38.6%

(イ) 相談結果（横浜市民）

病院紹介件数				
県立精神医療センター	他基幹病院	市民専用病床	夜間輪番病院	休日輪番病院
26	35	4	24	45

病院紹介件数					それ以外	合計
土日午後輪番病院	深夜輪番病院	当番診療所	その他	小計		
8	15	77	1	235	3,207	3,442

紹介結果					合計
外来のみ	医療保護入院	任意入院	受診せず	その他	
78	111	10	36	0	235

(3) 精神保健福祉法に基づく申請・通報・届出等の状況

ア 申請・通報・届出等件数

(件)

22条	23条	24条	25条	26条	26条 の2	26条 の3	27条 第2項	計
4	751	31	0	165	0	0	0	951

(参考) 精神保健福祉法条文	第22条	診察及び保護の申請
	第23条	警察官の通報
	第24条	検察官の通報
	第25条	保護観察所の長の通報
	第26条	矯正施設の長の通報
	第26条の2	精神科病院の管理者の届出
	第26条の3	心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に係る通報
	第27条第2項	市長の職権による診察

イ その他実績 (表 8-1~8-4 参照)

(4) 警察官通報の状況

365日24時間体制で実施しています。

ア 年間通報件数

(件)

時間帯	計
平日昼間	191
夜間	224
休日昼間	104
深夜	232
計	751

※時間帯は通報を受理した時刻で区分

イ 区別通報件数

(件)

区名	22条	23条					24条	計
		平日	夜間	休日	深夜	小計		
鶴見	0	9	18	7	11	45	0	45
神奈川	2	13	22	8	18	61	0	63
西	0	9	6	4	6	25	3	28
中	0	26	16	9	26	77	6	83
南	0	10	12	4	6	32	2	34
港南	0	20	19	12	22	73	0	73
保土ヶ谷	0	10	12	4	16	42	4	46
旭	0	14	13	11	9	47	2	49
磯子	0	8	12	8	12	40	1	41
金沢	0	4	7	4	13	28	1	29
港北	2	14	8	6	14	42	0	44
緑	0	11	15	3	16	45	2	47
青葉	0	9	16	10	21	56	3	59
都筑	0	10	14	4	7	35	1	36
戸塚	0	8	21	5	11	45	0	45
栄	0	7	3	1	7	18	2	20
泉	0	6	6	2	11	25	1	26
瀬谷	0	3	4	2	6	15	3	18
その他	0	0	0	0	0	0	0	0
計	4	191	224	104	232	751	31	786

23条は通報警察署を管轄する区、24条は取扱い警察署を管轄する区

ウ 警察官通報の診察受入病院等の状況

(件)

病院名等		平日	夜間	休日	深夜	小計
基幹病院	県立精神医療センター	7	18	3	45	73
	北里大学東病院	0	0	0	1	1
	市大センター病院	6	15	7	11	39
	北部病院	7	17	12	7	43
	川崎市立川崎病院	0	0	0	4	4
	みなと赤十字病院	0	5	1	9	15
	東部病院	1	4	0	6	11
民間病院等	1ブロック輪番病院	19	2	6	0	27
	2ブロック輪番病院	71	44	19	70	204
	3ブロック輪番病院	2	4	3	3	12
	4ブロック輪番病院	0	1	0	9	10
	その他の病院	0	0	0	0	0
計		113	110	51	165	439

(5) 患者移送業務の状況

ア 移送業務

警察官通報等について、保護場所の警察署等から診察場所までの患者移送を実施しています。当該移送業務は、平成14年6月から市の責務により24時間体制で実施しています。

(件)

平日昼間	夜間	休日昼間	深夜	計
70	58	25	81	234

※ 移送主体が市である（警察車両による搬送及び警察官同乗の移送は含まない）もの

イ 後方移送業務

かかりつけ医等患者にとって適切な環境での治療を再開するとともに、夜間休日の救急病床を確保するために、基幹病院から民間病院等への転院を行っています。

	後方移送 件数 (件)	平均入院 日数 (日)	入院形態 (件)		
			措置	医療保護	任意
警察官通報等により入院した者	125	21.8	109	16	0
救急医療情報窓口により入院した者	33	26.2	0	33	0
応急入院空床確保事業により入院した者	0	0.0	0	0	0
精神科救急身体合併症転院事業により入院した者	2	56.5	2	0	0
その他	0	0.0	0	0	0
計	160	23.1	111	49	0

ウ 後方移送の移送元病院別内訳 (件)

病院	件数
県精神医療センター	63
北里大学東病院	4
市大センター病院	31
川崎市立川崎病院	6
昭和大学横浜市北部病院	36
みなと赤十字病院	9
済生会横浜市東部病院	11
合計	160

(6) 精神科救急身体合併症転院事業の状況

平成19年6月1日から、神奈川県及び県内指定都市で協調して精神科救急身体合併症転院事業を実施しています。この事業は、精神科病院に入院中で、精神科及び身体科両面において積極的な入院加療を必要とする者、又はその疑いがあり精密検査を必要とする者のうち、原則として神奈川県精神科救急医療システムを経由して継続入院している患者に対し、専門病院への転院調整を行い、必要な医療を提供することを目的としています。

依頼件数と受入状況（4縣市合計） (件)

		件数
依頼件数 ※		128
一時判断前キャンセル（取り下げ）		2
一次判断不適		3
	一次判断後にキャンセル	16
二次判断不適		17
	二次判断後にキャンセル	2
受入病院	市大センター病院	4
	みなと赤十字病院	75
	済生会横浜市東部病院	11
診察結果	転院	64
	外来	26
	その他	0

※ 他、次年度への依頼持越し1件あり

(7) 会議等への出席

精神科救急医療システムの整備促進及び4縣市協調体制の円滑な運営を図るため、神奈川県、川崎市及び相模原市等と会議を実施しました。

また、各区、警察、消防及び医療機関等との連携を図るため、各区福祉保健センターが主催する精神保健福祉業務連絡会に出席しました。

(回)

会議名	実施回数
救急医療体制に関わる会議	11
精神科救急情報窓口の運営に関わる会議	11
神奈川県精神科救急医療調整会議	1
精神科救急情報センター関東ブロック会議	1
福祉保健センター精神保健福祉業務連絡会	15

(8) 職員研修

精神科救急医療情報窓口及び精神科救急医療通報窓口で業務を行う職員を対象に、それぞれカンファレンスを毎月実施しました。その他、精神科救急医療情報窓口に係る事例検討及び症例に関する講義からなる四縣市合同の研修会並びに警察官通報等に対応する区役所の職員を対象とした研修会を開催しました。

表8-1 申請・通報・届出等件数の推移

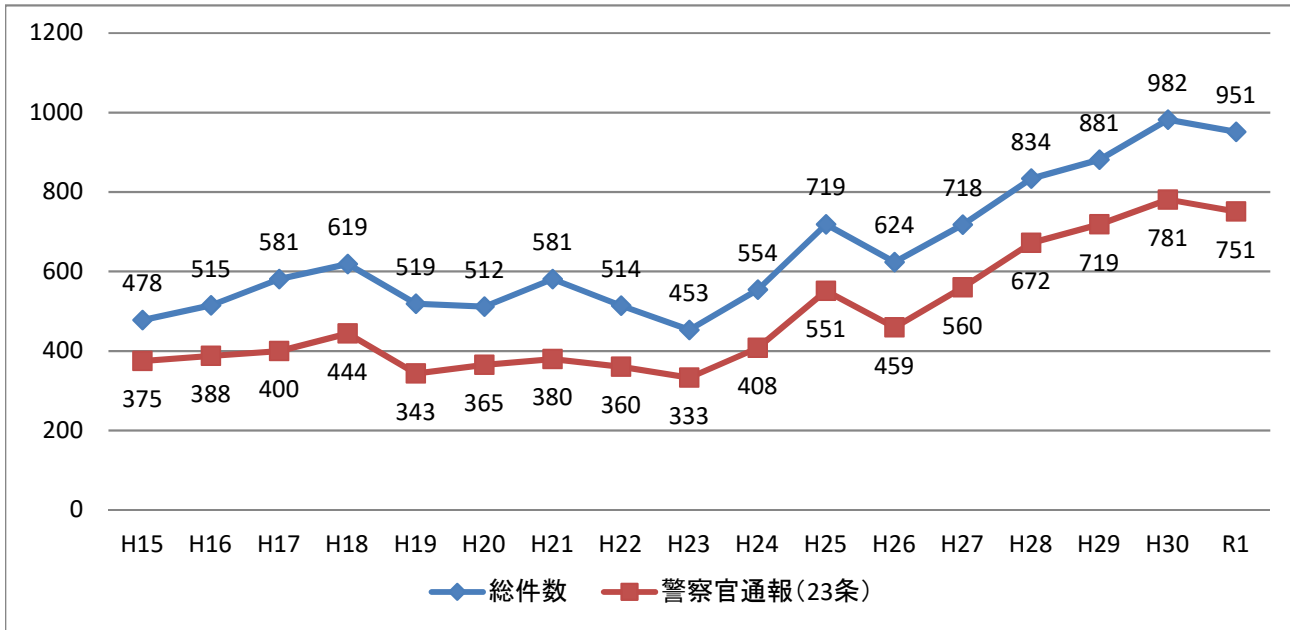


表8-2 診察の状況

	22条	23条					24条	25条	26条	26条の2	26条の3	27条2項	計
		平日	夜間	休日	深夜	小計							
精神保健診察件数	0	113	110	51	165	439	22	0	0	0	0	0	461
診察結果	措置入院	0	94	90	33	138	355	16	0	0	0	0	371
	緊急措置入院	0	0	2	2	5	9	0	0	0	0	0	9
	(再掲)再診察で不要措置	0	0	2	0	1	3	0	0	0	0	0	3
	医療保護入院	0	10	5	6	3	24	4	0	0	0	0	28
	任意入院	0	2	0	0	2	4	0	0	0	0	0	4
	入院外診療	0	6	12	9	16	43	2	0	0	0	0	45
	医療不要	0	1	1	1	1	4	0	0	0	0	0	4
措置率 (%)	0.0%	83.2%	83.6%	68.6%	86.7%	82.9%	72.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	82.4%

表8-3 診察結果の割合

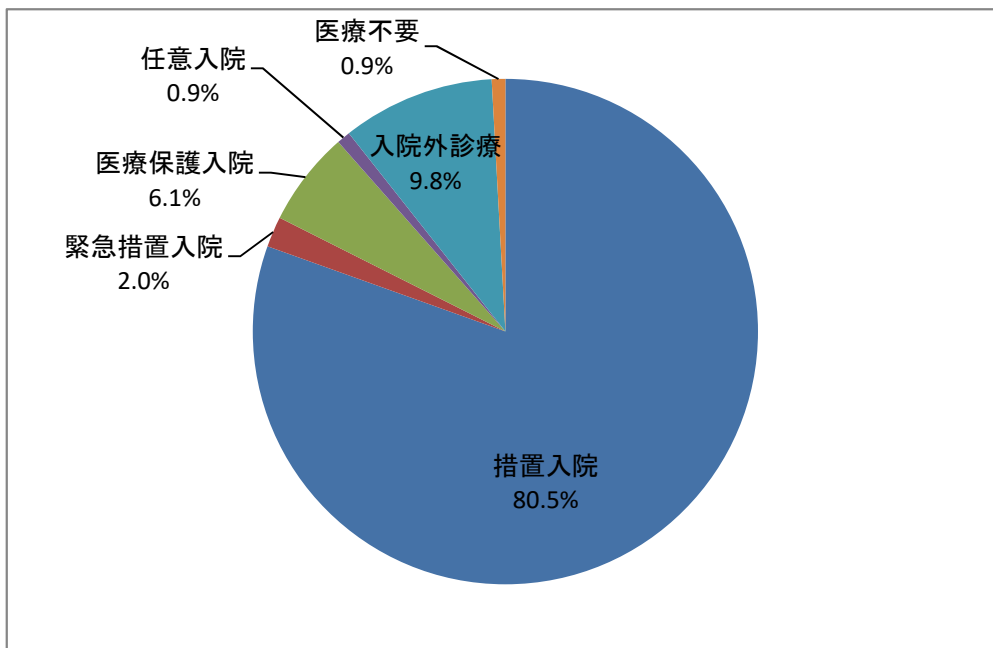


表8-4 診断名の割合

診断結果		措置	医療保護	任意	入院外	医療不要	計
診断名 (ICD-10)							
F0	症状性を含む器質性精神障害	13	0	1	4	0	18
F1	精神作用物質使用による精神及び行動の障害	27	1	0	4	0	32
F2	統合失調症、 統合失調症型障害及び妄想性障害	228	17	1	1	0	247
F3	気分（感情）障害	62	4	1	7	0	74
F4	神経性障害、 ストレス関連障害及び身体表現性障害	20	2	1	8	2	33
F5	生理的障害及び身体的要因に 関連した行動症候群	0	0	0	0	0	0
F6	成人の人格及び行動の障害	17	1	0	12	0	30
F7	軽度精神遅滞	3	0	0	5	0	8
F8	心理的発達の障害	10	1	0	3	0	14
F9	小児期及び青年期に通常発症する 行動及び情緒の障害	0	1	0	0	0	1
G40	てんかん	0	0	0	0	0	0
	その他	0	1	0	1	2	4
合 計		380	28	4	45	4	461

9 自殺対策事業

本市では、平成 14 年以降自殺対策の強化を進め、平成 24 年 4 月から横浜市こころの健康相談センターを地域自殺予防情報センターとして、また、平成 28 年 4 月からは地域自殺対策推進センターと位置づけ、人口動態統計や警察統計の解析による自殺の現状調査、普及啓発、ゲートキーパーの養成とともに自死遺族や自殺未遂者への支援などに取り組んできました。

さらに、平成 30 年度に自殺対策基本法第 13 条第 2 項に定める「市町村自殺対策計画」である「横浜市自殺対策計画」を策定し、令和元年度から本計画に基づいた事業を実施しています。

(1) 普及啓発

ア 市民向け講演会の開催

(ア) 横浜市立大学との共催講演会（再掲：4 普及啓発）

日時：令和元年 10 月 1 日（火）

講演会テーマ：市大エクステンション講座「中高年のメンタルヘルス」

講師：横浜市立大学病院 市民総合医療センター 精神医療センター 大石 泰史 医師

会場：横浜市開港記念会館

参加人数：256 人

イ 自殺対策ホームページ

自殺についての正しい知識の普及啓発や、相談窓口等の発信を行うために、横浜市自殺対策サイト「～生きる・つながる～支えあう、よこはま」を運営しました。

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kenko/ikiyoko/>

ウ 自殺対策強化月間での啓発

9 月及び 3 月の自殺対策強化月間において、様々な媒体を活用した啓発を行いました。

(ア) 9 月自殺対策強化月間

a 自殺対策啓発街頭キャンペーンにおける啓発物品の配布

日時：令和元年 9 月 10 日（火） 11:00～12:00

場所：JR 横浜駅東西中央通路及び各私鉄改札

配布物：リーフレット、啓発物品（障害者就労支援施設製作物品：しおり、アクリルたわし、ストラップ等）等 6,000 部

協力：よこはま自殺対策ネットワーク協議会委員

b 交通広告

交通機関	期 間	内 容
市営地下鉄ブルーライン（ドア上情報装置）	令和元年 9 月 2 日～9 月 29 日	テロップ
市営地下鉄 ブルーライン・グリーンライン（グリーンビジョン）	令和元年 9 月 2 日～9 月 22 日	映像放映
京浜急行電鉄	令和元年 9 月 2 日～9 月 30 日	窓上広告

c 自殺予防週間特別相談会

自殺予防週間に合わせて、「法律の専門相談」と「こころの健康相談」を同時に利用できる「秋の特別相談会」を、市民局広聴相談課との共催で開催しました。法律相談については、市民相談室において、神奈川県弁護士会、神奈川県司法書士会の協力をいただきました。

日時：9月17日、19日、24日、26日 計4日、各日13時～16時

場所：市民相談室

相談件数：計18件

e その他

- ・厚労省こころの健康相談統一ダイヤル 9月10日～16日
- ・9都県市協調によるバナー掲示（厚生労働省へのリンク）

(イ) 3月自殺対策強化月間

a 交通広告

交通機関	期 間	内容
市営地下鉄ブルーライン（ドア上情報装置）	令和2年3月2日～3月29日	テロップ
市営地下鉄ブルーライン及びグリーンライン（グリーンビジョン）	令和2年3月2日～3月29日	映像放映
JR横浜線（車内）	令和2年3月2日～3月22日	トレインチャンネル
神奈中バス・横浜市営バス	令和2年3月1日～3月31日	デジタルサイン
相鉄線（車内）	令和2年3月1日～3月31日	トレインビジョン

b その他

- ・内閣府こころの健康相談統一ダイヤル 3月1日～7日
- ・市内高等学校、大学、医療系・福祉系専門学校（計134校）に啓発用ポスターを配布

(2) 人材育成

ア 当センター主催研修

福祉保健センター等の関係職員を対象として、計3回研修を開催しました。

	研 修 名	内 容	講 師	参加 延人数
1	自殺対策基礎研修 ※総務局職員健康課と共催	本研修の目的と横浜市の自殺対策 自死遺族体験談「大切な家族を失うということ」 「【死にたい気持ち】に対して私たちができること」 今日からあなたもゲートキーパー	センター長 ゆったりカフェ龍の会 代表 南部 節子氏 横浜市立大学付属市民総合医療センター精神医療センター助教 日野 耕介氏 当センター職員	265人
2	自殺対策相談実践研修	・相談者の「死にたい」のどう対応するか—支援者向け危機介入について学ぶ—	特定非営利活動法人OVA 伊藤 次郎氏 当センター職員	32人
3	こころといのちの地域医療支援事業 かかりつけ医うつ病対	・本研修の意義 ・うつ病の基礎知識 ・状況に応じた対応とケア	当センター職員 上永谷メンタルクリニック	63人

応力向上研修	(プライマリケア医によるうつ病の診断・治療)	開地 智子氏
	・連携の基本 ・DVD視聴 ・事例検討	日向台病院 長谷川 吉生氏

イ 他機関主催研修等（講師派遣）（※再掲 3. 人材育成）

他機関からの依頼により、計 13 回、当センター職員を派遣・対応しました。

	研修・会議名	内 容	派遣・対応講師
1	自殺対策研修（横浜市理容連合会）	横浜市の自殺対策とゲートキーパーについて	センター長 当センター職員
2	生活習慣病対策事業新任者研修	横浜市の自殺対策とゲートキーパーについて	センター長
3	教育委員会人権啓発研修（5回）	横浜市の自殺対策とゲートキーパーについて	センター長
4	神奈川区人権啓発研修	横浜市の自殺対策とゲートキーパーについて	センター長
5	戸塚区人権啓発研修	横浜市の自殺対策とゲートキーパーについて	センター長
6	緑区人権啓発研修	横浜市の自殺対策とゲートキーパーについて	センター長
7	青葉区人権啓発研修	横浜市の自殺対策とゲートキーパーについて	センター長
8	旭区人権啓発研修	横浜市の自殺対策とゲートキーパーについて	センター長
9	港北区人権啓発研修	横浜市の自殺対策とゲートキーパーについて	センター長

ウ 学校関係者向け出前講座の開催

かながわ自殺対策会議による取組として、若年層への自殺対策の一環として自殺対策に関する知識等の普及啓発を目的に学校に出向き、教職員、児童生徒学生、保護者などを対象として行う研修です。趣旨に賛同した学校等からの申し込みを受け、学校が希望するテーマの専門講師を当センターが学校に派遣し、当センター職員の自殺対策の講義とあわせて研修を行います。令和元年度は計 8 回実施しました。

	学校・団体名	内 容	講 師	参加人数
1	横浜市立日野中央高等特別支援学校	「思春期のこころの理解と対応」	湘南精神保健福祉士事務所 長見 英知氏	50 人
		「横浜市の自殺対策」	当センター職員	

2	学校法人大谷学園 秀英高等学校	「思春期のメンタルヘルス」	神奈川県立精神医療センター 佐藤 泰幸氏	23 人
		「横浜市の自殺対策」	当センター職員	
3	学校法人桜井学園 横浜ファッションデザイン専門学校	「思春期、青年期の特徴と精神疾患」	当センター医師	13 人
		「横浜市の自殺対策」	当センター職員	
4	横浜市立茅ヶ崎中学校	「思春期のこころの理解と傷ついたこころのケアについて」	株式会社つるがみねグループ ヴィヒャルト 千佳こ氏	35 人
		「横浜市の自殺対策」	当センター職員	
5	学校法人石川学園 横浜デザイン学院	「こころの病気の理解と対応」	湘南精神保健福祉士事務所 長見 英知氏	61 人
		「横浜市の自殺対策」	当センター職員	
6	神奈川県学校・警察連絡協議会横浜第二方面会議（横浜市教育委員会）	「若者の生きづらさと自傷行為」	神奈川県立精神医療センター 小林 桜児氏	720 人
		「横浜市の自殺対策」	当センター職員	
7	嘱託員定例会・スクールカウンセラー連絡協議会（横浜市教育委員会教委会）	「若者の生きづらさと自傷行為」	神奈川県立精神医療センター 小林 桜児氏	270 人
		「横浜市の自殺対策」	当センター職員	
8	横浜市立柏尾小学校	「こどもの自殺予防」	株式会社つるがみねグループ ヴィヒャルト 千佳こ氏	30 人
		「横浜市の自殺対策」	当センター職員	

(3) 自死遺族への支援

ア 自死遺族ホットライン(電話相談)

【実施日程】月2回 ※平日の第1・第3水曜日 10～15時

【内 容】身近な人や大切な人を自死(自殺)で亡くした方を対象とした電話相談

【実施状況及び相談件数】表9-1参照

【年度実績推移】表9-2参照

イ 自死遺族の集い

【実施日程】月1回の定期開催 ※原則第3金曜日 10時～12時30分

【内 容】遺族同士の「分かち合い」

【実施内容及び参加状況】表9-3参照

【年度実績推移】表9-4参照

ウ 神奈川県警察と連携した遺族への情報提供

警察が把握した遺族の方に、リーフレットを配付し、自死遺族におこるこころや体の変化などを知らせ、相談先等を周知する取組みを実施しました。

エ 自死遺族支援事業情報交換・課題検討会

自死遺族支援事業を行っている行政担当者(四縣市精神保健福祉センター職員と県域保健所職員)とその関係機関職員で集まり、情報交換と検討を行いました。

【実施内容及び参加状況】

開催日	参加者数	内 容
12月13日	27人	・実施状況報告 ・提案された議題について検討 ・その他情報交換

表9-1 自死遺族ホットライン 相談件数および内訳

相談件数		新規	延数							計
		45	68							
相談者の状況	住所	市内	市外	不明					計	
		25	34	9					68	
	年齢	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	不明	計
		2	8	11	7	24	0	8	8	68
	故人との関係	配偶者	親	兄弟	子ども	その他	不明	自死遺族でない		計
		24	19	2	16	4	2	1		68
死別後の期間		1か月以内	1年未満	1～5年未満	5～10年未満	10年以上	不明	自死遺族でない		計
		8	24	12	13	8	2	1		68
相談経路 (年度新規のみ)		市広報紙	区福祉保健C	医療機関	こころの電話相談	インターネット	その他相談機関	その他(以前に利用含む)	不明	計
		3	2	0	0	24	2	2	12	45

表9-2 自死遺族ホットライン 年度実績推移

年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
開催回数	22	23	22	23	24	23	23	21	23	22
実件数	28	48	37	44	37	38	33	43	45	45
延件数	47	70	64	66	58	64	63	63	55	68
1回平均件数	2.1	3.0	2.9	2.8	2.4	2.8	2.7	3.0	2.4	3.1

表9-3 自死遺族の集い 参加状況

開催回数	参加者数	年度新	初参加	開催回数	参加者数	年度新	初参加
1(4月)	9	7	2	7(10月)	6	1	0
2(5月)	8	0	2	8(11月)	10	1	5
3(6月)	9	0	3	9(12月)	10	0	2
4(7月)	6	1	2	10(1月)	11	0	4
5(8月)	7	0	3	11(2月)	12	1	3
6(9月)	10	1	5	12(3月)	中止	中止	中止
				計	98	12	31

表9-4 年度実績推移

年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
実施回数	12回	12回	12回	12回	12回	12回	12回	12回	12回	11回
実参加者数	51	39	37	28	39	42	38	46	34	43
延参加者数	233	197	148	96	84	76	59	93	107	98
1回平均参加者数	19.4	16.4	12.3	8.0	7.0	6.3	4.9	7.8	8.9	8.9

(4) 区局への支援

ア 市内 18 区福祉保健センター職員を対象として、自殺対策事業担当者連絡会を開催し、当センターからの情報提供や担当者同士の意見交換を行いました。

開催回	日程	議題等
第 1 回	6 月 17 日	市自殺対策計画、令和元年度予定（各区事業計画）、予算配付、啓発物品、統計データ、ゲートキーパーについて等

イ 区局主催の普及啓発事業に際して、パネルやのぼり、リーフレット等の貸出・配布を行いました。

【実施状況】

10 区（南、保土ヶ谷、旭、磯子、金沢、港北、緑、青葉、戸塚、泉）
教育委員会（図書館 2 館）

ウ その他、随時、自殺対策事業に関する企画等に関する相談対応を行いました。

(5) 関連会議への出席

ア かながわ自殺対策会議

【設置主体】神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市の共同設置

【目的】①関係機関、民間団体等との連携体制の構築

②自殺対策に向けた情報交換や情報共有

③関係機関等に対する提言等

【構成機関】26 機関、団体

開催回	日程	議題等
第 25 回	7 月 17 日	統計データに基づく自殺者の傾向について、各機関及びかながわ自殺対策会議の取組について 等
第 26 回	10 月 24 日	かながわ自殺対策計画の進捗状況について 等

イ よこはま自殺対策ネットワーク協議会

【設置主体】横浜市

【目的】①行政、民間、市民の連携・協働による、自殺対策の取組の検討

②自殺対策の連携及び協力の推進に関することの検討

③自殺対策に関する広報・啓発活動に関することの検討

【構成機関】33 機関、団体

開催回	日程	議題等
第 1 回	7 月 24 日	横浜市の自殺の現状及び自殺対策の取組について、各団体の取組について、市自殺対策計画の策定について 等

ウ 横浜市庁内自殺対策連絡会議

【目的】①自殺対策に係る庁内の密接な連携と協力体制の構築

②自殺対策に向けた情報交換や情報共有

③自殺対策庁内指針の策定後の取組みについて 等

【構成機関】 16 局区 34 課

開催回	日程	議題等
第 1 回	8 月 5 日	本市の自殺対策事業及び自殺の現状について、市自殺対策計画策定について 等

(6) 統計解析とその情報提供

ア 横浜市における自殺の現状（平成 30 年）

人口動態統計と神奈川県警提供のデータを用いた自殺統計の解析をし、ホームページ等をとおして、市民に公開しました。

10 依存症対策事業

アルコール、薬物、ギャンブル等依存症問題等を抱える本人やその家族等に対し、電話や面接、プログラム等による相談・支援を実施したほか、市民等への普及啓発、地域の支援者に対する人材育成、関連団体への支援を実施しました。また、令和2年3月に当センターを「依存症相談拠点」に位置づけ、厚生労働省が定める「依存症対策総合支援事業」に基づいた対策を推進していくことになりました。

(1) 依存症個別相談

依存症の問題でお困りの本人やその家族、関係機関等を対象に、電話や面接による相談を実施しました。(詳細は、表 10-1 参照)

(2) 依存症家族教室(アルコール、薬物、ギャンブル等)

当センターへの個別相談を通じて依存症家族教室への参加を希望した家族を対象に、家族自身が依存症について正しく理解し、どのように依存症問題等を抱える本人と関わっていけばよいのか考える場として、家族教室を実施しました。

また、初の試みとして、11月のアルコール関連問題啓発週間に併せ、平日日中の参加が難しい家族及び一般市民を対象に、家族向け夜間セミナーを実施しました。

ア 実施状況

日程	内容	講師
4月26日	依存症とは	こころの健康相談センター
5月24日	薬物依存症からの回復とは ～横浜ダルクの活動について～	横浜ダルク・ケア・センター 施設長 山田 貴志 氏
6月21日	依存症専門医療機関での治療について	久里浜医療センター 臨床心理士 三原 聡子 氏
7月26日	クラフト家族勉強会 第1回(※)	こころの健康相談センター
8月23日	ギャンブル依存症等からの回復とは ～ぬじゅみの活動について～	デイケアセンターぬじゅみ 施設長 田上 啓子 氏
9月27日	クラフト家族勉強会 第2回(※)	こころの健康相談センター
10月25日	アルコールからの回復とは ～横浜断酒新生会の活動について～	横浜断酒新生会 会長 広瀬 儀和 氏
11月20日	お酒の問題を抱える当事者の家族向け夜間セミナー	久里浜医療センター 医師 湯本 洋介 氏
11月22日	ギャンブル依存症家族の回復とは ～ギャマノンからのメッセージ～	GAMANON(ギャマノン) メンバー
12月20日	クラフト家族勉強会 第3回(※)	こころの健康相談センター
1月24日	専門カウンセリング機関での支援	原宿カウンセリングセンター 臨床心理士 高橋 郁絵 氏
2月28日	クラフト家族勉強会 第4回(※) (新型コロナウイルス感染症対策のため、開催中止)	こころの健康相談センター
3月27日	【公開講座】依存症専門機関での治療と家族の回復 (新型コロナウイルス感染症対策のため、開催中止)	神奈川県立精神医療センター 医師 黒澤 文貴 氏

※ クラフト(CRAFT)とは、家族などを対象にした、依存症者への関わり方や治療を勧める方法などを、テキストブックを用いて学ぶプログラムです。

イ 依存対象別参加者数
(詳細は、表 10-2 参照)

(3) 依存症回復プログラムの実施

当センター職員が個別面接を行い、回復プログラムへの導入が適切と判断した依存症者を対象に、依存症に対して有効とされている薬物依存症向け回復プログラムである「SMARPP」をベースとして、アルコール、薬物、ギャンブル等依存症なども含めた様々な分野の依存症に対応するよう発展させた本市プログラム『WAI-Y』を実施しました。

ア 実施方法、内容、開催期間

テキストを用いて1クール8回(各回2時間)を、3クール実施しました。

実施回	内容	アドバイザー及び実施期間
第1回	依存の影響 依存症の7つの特徴	【アドバイザー】 カウンセリングルーム ベア 田中 剛氏 【実施期間】 第1クール 6月3日～7月29日 第2クール 9月30日～12月2日 第3クール 1月27日～3月23日 ※第3クールの第5回、第6回、第7回、第8回は、新型コロナウイルス感染症対策のため、開催を中止しました。
第2回	回復への道のり	
第3回	引き金と渴望 リスクへの対処法	
第4回	私のまわりにある引き金 私の中にある引き金	
第5回	危険な状況(H. A. L. T)	
第6回	スリップを防ぐには	
第7回	スリップの正当化	
第8回	強くなるより賢くなろう	

イ 対象別参加者数
(詳細は、表 10-3 参照)

(4) 人材育成

ア 主催・共催研修

区福祉保健センターや地域の関係職員を対象として開催しました。

日程	研修名	内容	参加人数
		講師	
8月28日	依存症対応研修 (基礎編)	依存症者やその家族からの相談対応と介入方法を学ぶ	51人
		カウンセリングルームベア 田中 剛氏	

9月25日	依存症対応研修 (応用編)	事例検討を通して依存症の依存症者への対応を考える カウニングルームベア 田中 剛 氏 横浜マック・デイケアセンター 小林 洋 氏	18人
10月23日	依存症の 社会資源紹介研修	回復支援施設、医療機関、自助グループの紹介 中区生活支援課CW 1名、神奈川区高齢・障害支援課MSW 1名、相談援助係心理職 1名・MSW 1名	34人
12月4日	リカバリースタッフ向け研修	動機づけ面接～すぐに使える関係性重視の面接スキル～ 株式会社ビーティシー 岡嶋 美代 氏	19人

イ 他機関主催研修等（講師派遣）

下記研修等に当センターの職員を講師として派遣しました。

日程	研修名	内容	講師名
	主催		
12月14日	ギャンブル等依存に起因する生活問題に関する研修 日本司法書士会	ギャンブル等依存に起因する生活問題についての研修	センター長
2月21日	ゲーム依存症相談対応指導者養成研修 久里浜医療センター	ネット・ゲーム依存の地域連携と回復支援	センター心理職

ウ 他機関主催研修等（受講歴）

精神保健福祉センターにおいて依存症相談支援当たる職員等を対象とした、依存症患者や家族等からの相談へ応力を強化するための研修等へ職員派遣を行いました。

日程	研修名	派遣数
	主催	
6月26日	薬物相談業務研修 神奈川県立精神保健福祉センター	1名
7月29日	薬物依存症研修（依存症相談対応指導者養成研修） 久里浜医療センター	1名
8月22日～23日	ギャンブル等依存症研修（相談対応指導者養成研修） 久里浜医療センター	1名
9月26日	神奈川県立精神医療センター病院見学（依存症病棟・外来見学参加） 神奈川県立精神医療センター	1名
10月15日	アルコール健康相談研修「アルコール問題のある方への援助に動機づけ面接を活かす」 神奈川県精神保健福祉センター	1名
10月16日	神奈川県立精神医療センター病院見学（依存症病棟・外来見学参加） 神奈川県精神保健福祉センター	1名

11月5日	再乱用防止対策講習会「再乱用防止対策の講義および家族会のメッセージ」	2名
	厚生労働省	
11月13日～15日	第11回 薬物乱用対策研修会	1名
	下総精神医療センター	
11月18日～20日	第11回 認知行動療法の手法を活かした薬物依存症に対する集団療法研修	1名
	国立精神・神経医療研究センター	
11月26日～29日	アルコール依存症臨床医等研修（保健師コース）	1名
	久里浜医療センター	
1月30日～31日	インターネット依存症研修	1名
	久里浜医療センター	

(5) 普及啓発

ア 広報啓発物の発行（新規作成のみ）

名 称	発行時期	発行部数	主な配布対象
ギャンブル等依存症普及啓発用カード	令和元年5月	2,500部	市民、 行政機関、 相談機関、 医療機関、 関係団体など
横浜市依存症相談拠点のご案内	令和2年3月	9,000部	

イ 関係機関等への広報啓発物の配布

市民への普及啓発のため、依存症対策事業のチラシ・リーフレット等について、庁内関係部署と庁外関係機関に向け配布しました（8月、3月）。（再掲：4普及啓発）

ウ ギャンブル等依存症問題啓発週間における啓発

ギャンブル等依存症対策基本法では、5月14日～20日をギャンブル等依存症問題啓発週間と定めています。これに伴い、市民に向けたギャンブル等依存症への相談勧奨や啓発を実施しました。

(ア) ギャンブル等依存症相談窓口紹介カードの配布

配布先：ポートピア、桜木町場外馬券販売所など、各区福祉保健センター、自助グループ、回復支援施設など

(イ) 公共交通広告

横浜市営地下鉄のブルーライン車内のLED掲示板を活用し、相談を推奨するメッセージを送りました。

掲示期間：令和元年5月6日～令和元年5月26日までの啓発週間前後3週間

(ウ) 広報よこはま特集記事の掲載

広報よこはま5月号の特集記事に、ギャンブル依存症のチェックリストなどの記事を掲載しました。

(エ) 特別相談会の実施

市内のギャンブル等依存症への支援を行う民間の回復支援施設3施設の紹介や、回復支援施設とともに個別相談を実施しました。

日時：令和元年5月20日～令和元年5月22日

協力施設：デイケアセンターぬじゅみ、ワンダーポート、ギャンブル依存ファミリーセンターホープヒル

エ アルコール関連問題啓発週間における啓発

アルコール健康障害対策基本法では、11月10日～11月16日をアルコール関連問題啓発週間と定めています。これに伴い、市民へのアルコール依存症への相談勧奨や啓発を実施しました。

(ア) 家族向け夜間セミナー（再掲：(2)依存症家族教室）

市民に対しアルコール依存症についての知識を広め、市内の相談窓口や社会資源についての情報を提供しました。特に日中の時間帯に参加が難しい家族にフォーカスし、夜間セミナーとして実施しました。

日時：令和元年11月20日19時～20時

場所：横浜市開港記念会館1号室

講師：久里浜医療センター 湯本洋介 氏（精神保健指定医、精神科専門医）

定員及び対象：60名、依存症者の家族を中心とした市民及びその関係者

(イ) 広報よこはま特集記事の掲載

広報よこはま11月号の特集記事に、アルコール依存症の相談窓口の案内、家族向け夜間セミナーを周知しました。

(ウ) 市庁舎1階でのパネル展示

市庁舎1階ロビーにおいてパネル展を開催しました。同時に、横浜市内に会場のある回復支援施設や自助グループの協力を得て、それらの紹介リーフレットの配架をさせて頂きました。

期間：令和元年11月11日～令和元年11月14日

(エ) 横浜市中心図書館での依存症対策事業紹介コーナーの設置

横浜市中心図書館の展示フロアにて依存症対策事業の紹介コーナーを設置し、パネル展示及び依存症関連書籍を展示し、市民への普及啓発を行いました。

期間：令和元年11月15日～令和元年12月1日

場所：横浜市中心図書館4階 展示コーナー

(オ) かながわ依存症ポータルサイトへのコラム記事投稿

啓発週間に合せ、かながわ依存症ポータルサイトへコラム記事『お酒と睡眠～「眠るための飲酒」は避けましょう～』を投稿しました。

(6) 横浜市精神保健福祉審議会依存症対策検討部会の開催

本市の依存症対策について、有識者からの意見も受け検討を進めるために、今年度は令和2年1月17日に開催しました。依存症対策の推進に向け課題を検討するとともに、今後、アルコール・薬物・ギャンブル等の依存症に悩む本人、家族への支援に着目した「横浜市依存症対策・地域支援計画（仮称）」の策定を進めていくことになりました。

(7) 関連会議への参加

依存症対策を推進するため、国や県、当センターが調査研究に協力している機関等が開催する会議に参加し、関係機関との意見交換、連携強化を図りました。

日程	会議名
	主催
6月23日	保護観察対象者のコホート調査に関する研究班会議

	国立精神・神経医療研究センター
10月21日	薬物依存症者の回復支援における地域連携に関する意見交換会 筑波大学医学医療系
10月27日	第1回神奈川県アルコール健康障害対策推進協議会 神奈川県保健福祉局保健医療部がん・疾病対策課
11月5日	関東信越地区薬物中毒対策連絡会議 厚生労働省
11月14日	神奈川県及び政令市依存症相談拠点機関連携会議 神奈川県
1月22日	薬物依存のある保護観察対象者等に対する地域支援連絡協議会 横浜保護観察所
2月12日	第1回かながわ依存症ポータルサイト連絡会議 神奈川県立精神医療センター
2月14日	都道府県等依存症専門医療機関/相談員等全国会議 依存症対策全国センター

(8) 団体支援

地域における依存症の支援体制を構築するため、民間支援団体（自助グループ等を含む）が実施するセミナーや市民向けフォーラムなどの開催支援、会場内での当センター作成の啓発用リーフレット配布を行うなどの団体支援を行いました。

【実績等】

団体名	支援内容等	
認定NPO法人 ワンデーポート	イベント名	マスコミが伝えない『ギャンブル依存症』の話
	開催日	5月12日
	内 容	当センター職員がパネリストとして登壇 ギャンブル等依存症啓発用カードの配布
一般社団法人 神奈川県断酒連合会	イベント名	第43回 神奈川県酒害相談員研修会
	開催日	8月25日
	内 容	分科会に当センター職員が助言者として参加
NPO 法人横浜ひまわり 家族会及び横浜市障害 者社会参加推進センタ ー	イベント名	第3回 薬物依存症者と家族フォーラム
	開催日	8月25日
	内 容	当センター依存症対策事業のチラシを配布
一般社団法人 ブルースター横浜	イベント名	第1回一般社団法人ブルースター横浜開設記念プロセス依存症セミナー
	開催日	9月29日
	内 容	健康福祉局による後援
AA 横浜地区メッセージ 委員会	イベント名	AA広報フォーラム
	開催日	11月6日
	内 容	健康福祉局による後援
久里浜医療センター	イベント名	2019年度関東甲信越アルコール関連問題学会横浜大会

	開催日	1月9日
	内容	健康福祉局による共催
全日本断酒連盟	イベント名	SBIRTS 普及セミナー
	開催日	2月5日
	内容	横浜市内を会場に神奈川県が後援しているセミナーであり、地域における依存症の支援体制を検討するため参加

(9) 調査研究（再掲：5 調査研究・学会発表）

依存症対策事業を実施する中で、精神医療・保健・福祉に関する資料の収集・研究をとおし、関係機関等に情報の提供等を行いました。

	区分	学会名、発表タイトル、雑誌名、書籍名、タイトルなど	発表者
6月	論文執筆	雑誌名：「日本アルコール関連問題学会雑誌」第20巻第2号 p56～61 論文名：「精神保健福祉センターにおけるギャンブル障害の相談体制の現状と課題」	白川 ほか
	学会発表	学会名：6th International Conference on Behavioral Addictions 発表名：「Community-based approach for Behavior Addiction」	白川 ほか
10月	学会発表	学会名：2019年度アルコール・薬物依存関連学会合同学術総会 演題：「薬物依存症当事者と専門職との協働による研修が生活保護担当ワーカーの支援態度に与える影響」	白川 ほか

表 10-1

相談件数

電 話 (手紙・メール含む)		実件数					延件数				
		本人	家族	関係機関	その他	小計	本人	家族	関係機関	その他	小計
		依存 主たる 対象	アルコール	67	156	9	16	248	113	182	17
薬物	35		42	18	5	100	48	54	31	5	138
ギャンブル	45		71	7	5	128	66	88	13	6	173
ネット・ゲーム	1		26	1	0	28	8	28	1	0	37
その他	25		56	4	5	90	41	67	7	7	122
小計		173	351	39	31		276	419	69	35	
合計		594					799				

面 接		実件数					延件数				
		本人	家族	関係機関	その他	小計	本人	家族	関係機関	その他	小計
		依存 主たる 対象	アルコール	22	27	0	2	51	57	31	0
薬物	20		9	0	0	29	24	15	0	0	39
ギャンブル	13		18	1	0	32	23	18	1	0	42
ネット・ゲーム	2		3	1	0	6	16	3	1	0	20
その他	5		8	1	0	14	17	19	1	0	37
小計		62	65	3	2		137	86	3	3	
合計		132					229				

表 10-2

依存症家族教室参加者数

	実人数	延人数	世帯数
アルコール	22	71	19
薬物	10	21	9
ギャンブル	14	48	12
ネット・ゲーム	0	0	0
その他	1	3	0
合計	47	143	40

表 10-3

WAI-Y参加者数

	実人数	延人数
アルコール	8	49
薬物	2	12
ギャンブル	2	16
ネット・ゲーム	0	0
その他	0	0
合計	12	77

※ 11月に実施した夜間セミナー（37名）は除く

11 退院後支援事業

平成 29 年 4 月に本市ガイドラインを策定し、同年 5 月から事業を開始しています。退院後の支援に関わる支援者や本人・家族等と会議を開催し、退院後支援計画を作成・交付し、計画の管理を実施しました（計画に基づく地域支援は区福祉保健センターや医療機関等が実施）。

平成 30 年 4 月には現行法下での国のガイドラインが通知され、それに準じて本市ガイドラインについても改定し、様式等の整理も行い、事業を継続してきました。

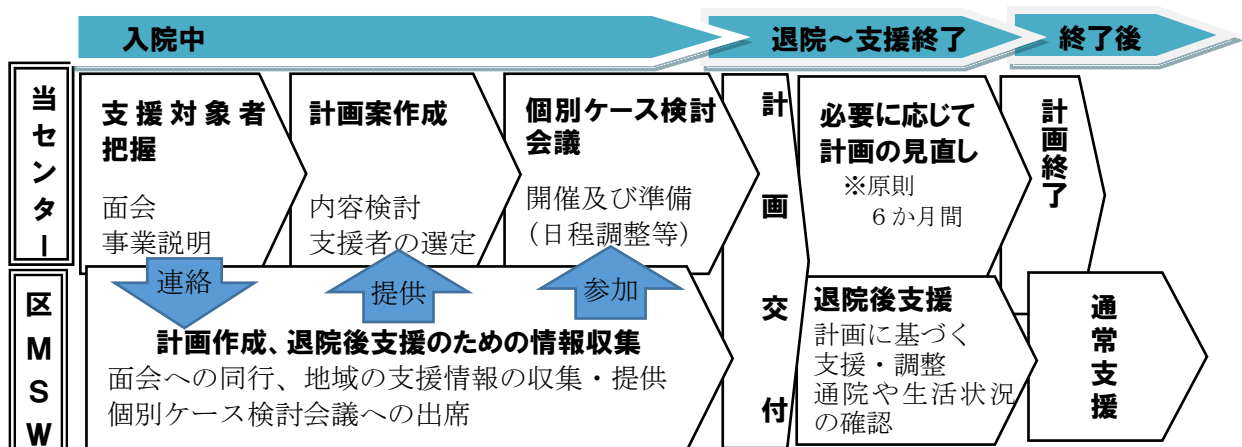
(1) 経過

平成 28 年秋	措置入院者の退院後支援について本市ガイドラインの検討を開始。
平成 28 年 12 月	国の措置制度検証チームの検証結果に基づき、本市ガイドラインの検討を継続。
平成 29 年 4 月	本市ガイドラインを制定。 4 区市間での情報の引継ぎについて取扱いを制定。
平成 29 年 5 月	ガイドラインをもとに試行開始し、協力病院を順次拡大。
平成 30 年 3 月	現行法下での国ガイドラインが通知され、本市ガイドラインを改定。
平成 30 年 4 月	本市事業を継続。

※ 4 区市…本市、神奈川県、川崎市、相模原市

(2) 事業の概要

- ・措置入院者が退院後に医療を継続し安定した生活を送るための「退院後支援計画」を作成し、必要に応じた計画の見直し、再作成、決定、交付を計画期間終了まで行います。
- ・計画作成はこころの健康相談センター（以下、当センター）が、支援は各区福祉保健センター医療ソーシャルワーカー（以下、区MSW）が中心となり対応します。
- ・措置入院者に支援について説明し、作成申込みと支援に関する情報共有の同意を得ます。
- ・当センターが開催する「計画作成のための会議（以下、個別ケース検討会議）」において、本人、家族等、支援者間で「退院後支援計画」の内容を検討・確認・共有します。



(退院へ向けた必要な支援の実施)

(3) 計画の内容

- ・計画には、支援担当機関、本人のニーズ、支援内容等が記載されます。
- ・計画の意義
 - 支援対象者が支援情報を把握する → 相談先・受けられる支援の明確化
 - 支援者間で支援情報を共有する → 必要な支援を継続的かつ確実に受けられるようにすること
- 支援期間 → 支援対象者が支援につながる事ができたかを確認する期間
- ・退院後支援期間終了後も、必要な支援は継続されます。

(4) 実績（平成31年4月～令和2年3月末：実数）

ア 作成申込

年度中に計画作成の意向確認をできた件数	計画作成申込		申込率
	計画作成申込有	計画作成申込無	
310	160	150	51.6%

イ 計画作成

年度中に計画作成した件数
131

(5) 人材育成

- ・研修会の開催（再掲：3人材育成）
区職員以外を初めて対象にした措置入院者退院後支援事業についての業務研修を実施。実施にあたり、医療機関や基幹相談支援センター、生活支援センター等へ事前アンケートを実施。
- ・講師派遣（再掲：3人材育成）
障害者支援施設職員を対象とした「精神科救急医療対策と退院後支援」研修に講師派遣を実施。

(6) 調査研究

学会名	発表内容	発表者
全国精神保健福祉保健センター研究協議会	横浜市退院後支援事業利用者への聴き取り調査 ～利用者が安心して退院を迎えて地域で生活できるように～	坪田 ほか
第54回横浜市保健・医療・福祉研究発表会	横浜市退院後支援事業利用者への聴き取り調査 ～利用者が安心して退院を迎えて地域で生活できるように～	小野満 ほか

資料編

	ページ
1 横浜市こころの健康相談センター条例	52
2 横浜市こころの健康相談センター規則	53
3 精神保健福祉センター運営要領 (厚生省保健医療局長通知) . . .	57
4 調査・研究	
【第 27 回日本精神科救急学会学術総会】	60
・精神保健福祉法第 23 条通報に基づく警察官通報における状況と分析 ～安定・安心して地域生活を送るには～	
【全国精神保健福祉保健センター研究協議会】	63
・横浜市退院後支援事業利用者への聴き取り調査 ～利用者が安心して退院を迎えて地域で生活できるように～	
【第 54 回横浜市保健・医療・福祉研究発表会】	65
・横浜市退院後支援事業利用者への聴き取り調査～利用者が安心して退院を迎えて地域で生活できるように～	

1 横浜市こころの健康相談センター条例

平成 14 年 3 月 18 日 条例第 18 号

横浜市こころの健康相談センター条例をここに公布する。

横浜市こころの健康相談センター条例

(設置)

第 1 条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号。以下「法」という。)第 6 条第 1 項に規定する精神保健の向上及び精神障害者の福祉の増進を図るための機関として、横浜市こころの健康相談センター(以下「センター」という。)を横浜市中区に設置する。

(平 19 条例 8・平 24 条例 39・一部改正)

(業務)

第 2 条 センターは、法第 6 条第 2 項に定める業務のほか、市長が必要と認める業務を行う。

(職員)

第 3 条 センターに、センター長その他必要な職員を置く。

(委任)

第 4 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 2 月条例第 8 号)

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 6 月条例第 39 号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成 24 年 6 月規則第 66 号により同年 7 月 2 日から施行)

2 横浜市こころの健康相談センター規則

平成14年4月1日

規則第34号

直近改正 令和2年3月31日規則第34号

横浜市こころの健康相談センター規則をここに公布する。

横浜市こころの健康相談センター規則

(趣旨)

第1条 横浜市こころの健康相談センター(以下「センター」という。)の事務分掌については、この規則の定めるところによる。

(事務分掌)

第2条 センターの事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 精神保健及び精神障害者福祉に係る知識の普及及び調査研究に関すること。
- (2) 精神保健及び精神障害者福祉に係る相談に関すること。
- (3) 横浜市精神医療審査会に関すること。
- (4) 精神障害者の措置入院に要する費用の公費負担及び自立支援医療費(通院医療に係るものに限る。)に関すること。
- (5) 精神障害者保健福祉手帳に関すること。
- (6) 自殺対策に関すること。
- (7) 地域自殺対策推進センターに関すること。
- (8) 依存症対策に関すること。
- (9) 依存症相談拠点に関すること。
- (10) 精神障害者入院医療援護金に関すること。

(平19規則37・平21規則39・平26規則28・平27規則38・平30規則22・令2規則34・一部改正)

(係の設置)

第3条 センターに、相談援助係を置く。

(令2規則34・全改)

(職員)

第4条 センターにセンター長、係に係長その他の職員を置く。

(平15規則59・平18規則84・平19規則37・一部改正)

(職務)

第5条 センター長は、健康福祉局障害福祉保健部長の命を受け、センターの事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 係長は、センター長の命を受け、所管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

3 センター長に事故があるとき、又はセンター長が欠けたときは、主管の上席者がその職務を代理する。

(平18規則84・令2規則34・一部改正)

(専決等)

第6条 センター長は、センターに係る次の事項を専決することができる。

(1) 申請、報告、届出、通知、照会、回答等に関する事。

(2) 職員(センター長を含む。以下同じ。)の軽易な職務に専念する義務の免除に関する事。

(3) 職員の日帰りの市外出張に関する事。

(4) 職員の市内出張に関する事。

(5) 職員の休暇その他の願届出を要するもの(欠勤を除く。)の処理及び勤務命令に関する事。

(6) 1件100,000円未満の物品の購入又は修理(改造等を含む。)の決定に関する事。

(7) 物品の出納通知に関する事。

(8) その他前各号に準ずる事項に関する事。

2 センター長は、非常災害その他の場合において緊急の必要があるときは、前項の規定にかかわらず、適宜必要な措置をとることができる。この場合において、センター長は、必要な措置をとったときは、遅滞なく、その旨を上司に報告しなければならない。

3 前2項に規定するもののほか、決裁処理に関し必要な事項は、横浜市事務決裁規程(昭和47年8月達第29号)の例による。

(平19規則37・全改)

(報告)

第7条 センター長は、毎月前月中における業務実績を健康福祉局障害福祉保健部長に報告しなければならない。

2 センター長は、必要と認めた事項については、その都度健康福祉局障害福祉保健部長に報告しなければならない。

(平18規則84・令2規則34・一部改正)

(準用)

第8条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、横浜市事務分掌規則(昭和27年10月

横浜市規則第 68 号)その他市に関する諸規程の例による。

(平 19 規則 37・一部改正)

(委任)

第 9 条 この規則の施行に関し必要な事項は、健康福祉局長が定める。

(平 18 規則 84・一部改正)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 15 年 4 月規則第 59 号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

4 この規則の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

附 則(平成 18 年 3 月規則第 84 号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

5 この規則の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

附 則(平成 19 年 3 月規則第 37 号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

6 この規則の施行の際現に決裁処理の過程ある事案の処理については、なお従前の例による。

附 則(平成 21 年 3 月規則第 39 号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

5 この規則の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

附 則(平成 26 年 3 月規則第 28 号) 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 3 月規則第 38 号) 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 4 前項に定めるもののほか、この規則の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

附 則(平成 30 年 3 月規則第 22 号)

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 3 月規則第 34 号) 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 3 この規則の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

3 精神保健福祉センター運営要領

健医発第 57号 平成8年1月19日
厚生省保健医療局長通知
最終改正
障発 0426 第6号 平成25年4月26日

精神保健福祉センター(以下「センター」という。)は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(以下「法」という。)第6条に規定されているとおり、精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識の普及を図り、調査研究を行い、並びに相談及び指導のうち複雑困難なものを行うとともに、精神医療審査会の事務並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)第53条第1項及び法第45条第1項の申請に関する事務のうち専門的な知識及び技術を必要とするものを行う施設であって、次により都道府県(指定都市を含む。以下同じ。)における精神保健及び精神障害者の福祉に関する総合的技術センターとして、地域精神保健福祉活動推進の中核となる機能を備えなければならない。

1 センターの目標

センターの目標は、地域住民の精神的健康の保持増進、精神障害の予防、適切な精神医療の推進から、社会復帰の促進、自立と社会経済活動への参加の促進のための援助に至るまで、広範囲にわたっている。

この目標を達成するためには、保健所及び市町村が行う精神保健福祉業務が効果的に展開されるよう、積極的に技術指導及び技術援助を行うほか、その他の医療、福祉、労働、教育、産業等の精神保健福祉関係諸機関(以下「関係諸機関」という。)と緊密に連携を図ることが必要である。

2 センターの組織

センターの組織は、原則として総務部門、地域精神保健福祉部門、教育研修部門、調査研究部門、精神保健福祉相談部門、精神医療審査会事務部門及び自立支援医療(精神通院医療)・精神障害者保健福祉手帳判定部門等をもって構成する。

職員の構成については、所長のほか、次の職員を擁することとするが、業務に支障がないときは、職務の共通するものについて他の相談機関等と兼務することも差し支えないこと。

なお、ここで示す職員の構成は、標準的な考え方を示すものである。

医師(精神科の診療に十分な経験を有する者であること。)

精神科保健福祉士

臨床心理技術者

保健師

看護師

作業療法士

その他センターの業務を行うために必要な職員

また、その職員のうち精神保健福祉相談員の職を置くよう努めるとともに、所長には、精神保健福祉に造詣の深い医師を充てることが望ましいこと。

3 センターの業務

センターの業務は、企画立案、技術指導及び技術援助、人材育成、普及啓発、調査研究、資料の収集、分析及び提供、精神保健福祉相談、組織の育成、精神医療審査会の審査に関する事務並びに自立支援医療（精神通院医療）及び精神障害者保健福祉手帳の判定などに大別されるが、それらは極めて密接な関係にあり、これらの業務の総合的な推進によって地域精神保健福祉活動の実践が行われなければならない。

(1) 企画立案

地域精神保健福祉を推進するため、都道府県精神保健福祉主管部局及び関係諸機関に対し、専門的立場から、社会復帰の推進方策や、地域における精神保健福祉施策の計画的推進に関する事項等を含め、精神保健福祉に関する提案、意見具申等をする。

(2) 技術指導及び技術援助

地域精神保健福祉活動を推進するため、保健所、市町村及び関係諸機関に対し、専門的立場から、積極的な技術指導及び技術援助を行う。

(3) 人材育成

保健所、市町村、福祉事務所、障害者総合支援法に規定する障害福祉サービスを行う事業所等その他関係機関等で精神保健福祉業務に従事する職員等に、専門的研修等の教育研修を行い、人材の育成技術的水準の向上を図る。

(4) 普及啓発

都道府県規模で一般住民に対し精神保健福祉の知識、精神障害についての正しい知識、精神障害者の権利擁護等について普及啓発を行うとともに、保健所及び市町村が行う普及啓発活動に対して専門的立場から協力、指導及び援助を行う。

(5) 調査研究

地域精神保健福祉活動の推進並びに精神障害者の社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進等についての調査研究をするとともに、必要な統計及び資料を収集整備し、都道府県、保健所、市町村等が行う精神保健福祉活動が効果的に展開できるよう資料を提供する。

(6) 精神保健福祉相談

センターは、精神保健及び精神障害者福祉に関する相談及び指導のうち、複雑又は困難なものを行う。心の健康相談から、精神医療に係る相談、社会復帰相談をはじめ、アルコール、薬物、思春期、認知症等の特定相談を含め、精神保健福祉全般の相談を実施する。センターは、これらの事例についての相談指導を行うためには、総合的技術センターとしての立場から適切な対応を行うとともに、必要に応じて関係諸機関の協力を求めるものとする。

(7) 組織育成

地域精神保健福祉の向上を図るためには、地域住民による組織的活動が必要である。このため、センターは、家族会、患者会、社会復帰事業団体など都道府県単位の組織の育成に努めるとともに、保健所、市町村並びに地区単位での組織の活動に協力する。

(8) 精神医療審査会の審査に関する事務

精神医療審査会の開催事務及び審査遂行上必要な調査その他当該審査会の審査に関する事務を行うものとする。

また、法第 38 条の 4 の規定による請求等の受付についても、精神保健福祉センターにおいて行うなど審査の客観性、独立性を確保できる体制を整えるものとする。

(9) 自立支援医療（精神通院医療）及び精神障害者保健福祉手帳の判定

センターは、法第 45 条第 1 項の規定による精神障害者保健福祉手帳の申請に対する判定

業務及び障害者総合支援法第 52 条第 1 項の規定による自立支援医療（精神通院医療）の支給認定を行うものとする。

4 その他

- (1) センターは、診療機能や、デイケア、障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス等のリハビリテーション機能をもつことが望ましい。診療機能及びリハビリテーション機能をもつことが望ましい。診療機能及びリハビリテーション機能をもつに際しては、精神医療審査会事務並びに自立支援医療（精神通院医療）費公費負担及び精神障害者保健福祉手帳の判定を行うことから、その判定等が公正に行われるよう、透明性及び公平性の確保に配慮する必要がある。
- (2) 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成 15 年法律第 110 号）による地域社会における処遇については、保護観察所長が定める処遇の実施計画に基づき、地域精神保健福祉業務の一環として実施されるものであり、センターにおいても保護観察所等関係機関相互の連携により必要な対応を行うことが求められる。
- (3) その他、センターは、地域の実情に応じ、精神保健福祉の分野における技術的中枢として、必要な業務を行う。

【第27回日本精神科救急学会学術総会】

精神保健福祉法第23条通報に基づく警察官通報における状況と分析 ～安定・安心して地域生活を送るには～

1

精神保健福祉法第23条通報に基づく
警察官通報における状況と分析
～安定・安心して地域生活を送るには～

横浜市こころの健康相談センター

岡山 透 三小田 晃児 前山 仁志 土屋 あずさ 吉田 純
渡邊 篤尚 須藤 未貴 池田 隆介 櫻井 善啓 山田 康弘
白川 教人

※ 本演題に関して開示すべきCOIはありません

2

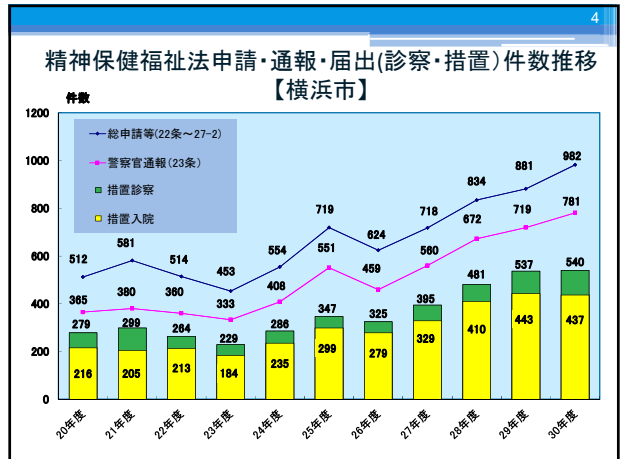
本研究の目的

行政処分である措置入院につながる23条通報（警察官通報）が横浜市では近年増加している。こうした現状を踏まえ、23条通報状況を確認することで、本人への今後の地域生活や支援につながる取り組みについて分析し考察を行った。

3

精神科救急医療体制(神奈川県)

- ・4県市協調体制事業(横浜市、川崎市、相模原市、その他政令市以外市町村)
- ・精神科救急医療圏: 1 医療圏
- ・精神科病床数(人口10万人対)全国最下位(151.1床)
⇒ 全国平均(261.8床) 横浜市(99.2床)【厚労省 H29年度医療施設調査】
- * 人口: 神奈川県920万人 横浜市374万人(令和元年9月1日現在)
- ※ H30年度4県市通報状況 総申請等: 2208件 23条通報: 1820件
(二次救急・三次救急で共通の病床を使用)
- ⇒ **医療資源が限られ地域偏在している医療提供体制**



5

治療歴の項目

【継続中】

- ・精神科への受診が継続(不定期受診含む)
- ・受診はしているが服薬はしていない
- ・精神科以外で行為に関連する科目での受診をしている

【中断】

- ・以前に精神科に通っていたが今は通っていない
- ・受診予定日に受診をしていない

【不明】

- ・精神科に受診しているか(していたか)わからない

【なし】

- ・精神科の受診がない(精神科以外での受診はある)
- ・本人等からの聴取で精神科受診歴がないと判断できる

6

横浜市23条通報治療歴状況(H30年度)

	23条通報	措置診察	措置入院
合計件数	781件	506件	408件
継続中	423件 (54%)	270件 (53%)	212件 (52%)
中断	160件 (21%)	117件 (23%)	101件 (25%)
不明	63件 (8%)	34件 (7%)	28件 (7%)
なし	135件 (17%)	85件 (17%)	67件 (16%)

⇒ **医療の関わりがあっても措置入院になる**

7

治療歴の状況分析

- ◆ 措置入院に至る要因は治療歴だけではわからない
- ◆ 医療以外の関わりや支援状況を確認する必要性

⇒ **福祉保健センター(保健所)からのヒアリングを実施**
地域での支援状況の確認と今後の支援について考察

【ヒアリング方法】
 対象：23通報件数が多い地域の精神保健福祉相談員(市内5区)
 内容：「支援において困難なこと」
 「地域生活を安定して送るにはどんな支援が必要か」など

8

ヒアリング結果

- 受診受療援助などの支援の困難性
- 病状悪化などの把握ができる状況、環境の不足
- 本人への関わり方や関係性の構築の重要性
- 関係者との協力・連携体制の必要性
- 相談機関などの支援体制の強化

⇒ **安定・安心して地域生活を送るためには…**

9

ヒアリング結果(分析)

- 支援における専門性の向上
- 他職種・他機関との連携
- 体制・仕組み作り

10

今後の取り組み(考察)

- 支援における専門性の向上**
 - 精神科救急等を含めた援助研修
 - 通報時の聴取項目の精度向上
 - 診察実施判断の明確化
- 他職種・他機関との連携**
 - 福祉保健センター(保健所)等との情報共有
 - 医療機関等との連携、情報聴取
- 体制・仕組み作り**
 - 精神科救急のシステム構築
 - 包括的な地域ケア体制

11

まとめ

(安定・安心して地域生活を送るには)

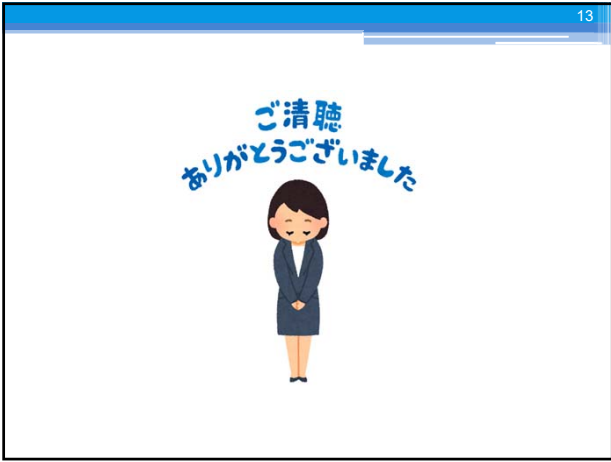
- 支援における専門性の向上**
福祉保健センター(保健所)等の関係機関による本人への関わり
- 他職種・他機関との連携**
継続性のある支援を行うための関係機関相互の連携の充実
- 体制・仕組み作り**
困ったときや病状が悪化しても医療や支援を受けられる体制

12

まとめ

(こころの健康相談センターとしての取り組み)

- **措置診察の要否判断を行うための適切な調査**
⇒ 速やかな対応や適切な要否判断
- **通報受理時の地域支援状況等の調査確認**
⇒ 福祉保健センター(保健所)が調査の情報を共有し支援に活用
※「支援の有無と措置入院の関係について」分析
- **通報増加に対応できる精神科救急システムの構築**
⇒ 4区市協調体制としての事業検討
※ **地域の実情に応じた包括的な支援体制等の構築の必要性**
⇒ **安定・安心した地域生活を送ることができる**



退院後支援事業利用者への聴き取り調査の結果について

横浜市こころの健康相談センター

○坪田 美弥子 伊藤 良太 大森 史子 大和田 奈津子 佐々木 正茂
白川 教人 山崎 三七子 新海 隆生 山本 いづみ

1. はじめに

横浜市では、平成 29 年 4 月に本市退院後支援ガイドラインを策定して、同年 5 月からのモデル事業を経て平成 30 年 4 月から事業を本実施し、措置入院となった全件の方に事業説明と計画作成申込の意向確認を行っています。

退院後支援事業では、「措置入院者が退院後非自発的入院（措置入院・医療保護入院）ではなく、自分で方向性を決めたい地域での安定した生活が継続できる状態に至ること」を目指しています。具体的には、同意が得られた方に、医療・福祉・介護・就労支援などの包括的な支援を継続的かつ確実に受けられるよう「退院後支援計画」を作成し、計画に基づき支援を行っています。計画には、「支援担当機関・本人のニーズ・家族等の意見・支援内容」などが記載されます。原則 6 か月の退院後支援計画期間は、「本人が希望する地域生活に円滑に移行できるための確認期間」と捉えて支援をしています。

より多くの方に事業を利用してもらえよう、これまでも事業説明から計画作成までの手順などで工夫や改善できるところは、随時見直しを行ってきました。そのうえで、実際に事業を利用した方たちから意見を聴き取り、支援者の視点のみでは気づけないようなところも含めて事業を検証する必要があると考えました。

【横浜市の実績：実数】 ※入院先医療機関には、事前に事業への協力が可能かを確認しています。

	措置件数	計画作成の意向			計画作成した件数	
		確認できた件数	計画作成申込有	計画作成申込無		申込率
H29 年度	443	172	97	75	56.4%	63
H30 年度	437	323	170	153	52.6%	136

2. 聴き取り調査の実施目的

「本事業を利用した意見・感想」及び「計画を作成した意見・感想」を事業利用者の経験に基づき把握することを目的として、聴き取り調査を実施しました。その結果から「計画作成は、本人にとって自分の方向性を決めるのに役立っているか」等を検証し、今後の事業実施に役立てていきます。

3. 調査方法

(1) 対象者

事業対象者で平成 30 年 5 月 1 日以降に退院後支援期間を終了した者（居所不明等除く）のうち、調査への協力の同意が得られた人。

(2) 調査方法

①インタビュー用紙を作成し、「退院後支援」「退院後支援計画作成」に対する調査対象者の意見及びその理由を聴き取りました。理由については、小項目（社会的役割遂行、生活課題遂行、問題行動、治療の困難性、経済的な問題、家族・支援者状況、計画内容と作成手順）も参考にして聴き取りました。回答は任意で、項目にないことについても自由に話せる設定としました。聴き取った内容は、本人の同意を得てインタビュー用紙にメモを残しました。

②計画に基づく支援期間終了時に、当センター相談援助係の職員が電話にて 20 分程度の聴き取り

調査を実施しました。

③倫理面への配慮として、本研究では聴き取った意見等は匿名化し、個人を特定されないようにしました。また、資料は責任を持って保管し流失しないようにしています。

④作成したメモをもとに、手順・感想などについて、当センター相談援助係の複数の職員で「ラベル付け」及び「カテゴリー別の分類」を行いました。

4. 調査結果

(1) 回答数

調査対象者 46 名のうち、25 名から回答が得られました。

(2) 分類

①ラベル付け：「本人の同意・計画の理解・再入院予防効果・支援の実感あり・変化なし」など

②カテゴリー分類：「介入のプロセス・作成申込・環境の変化・気づき・気持ちの変化・行動化」

(3) 主な意見・感想（抜粋）

①介入のプロセス（本人の同意、介入のタイミング等）

「事業の説明を受ける時期がもっと早かったら、計画のことは理解できなかったです。」

②作成申込（計画作成、計画の理解等）

「計画書をもとに話し合いができました。」「通院服薬をしっかりと、というところは残っています。」

③環境の変化（再入院予防効果、環境の改善等）

「訪問看護が関わってくれたから、退院後再入院にならなかったです。」

「まわりに支援してくれる人ができたおかげで、家族が一人暮らしを許してくれました。」

④気づき（支援の実感あり、忘れた等）

「現実的なことを考えられました。」「自分を見つめなおすにはよいです。」

「退院後、計画をみることはなかったです。」

⑤気持ちの変化（負担感の軽減、変化なし等）

「退院後の支援が入ったおかげで、社会とつながっているという気持ちになれました。」

「まわりの人に支援してもらい、前向きになりました。」「本音で相談することはできませんでした。」

⑥行動化（自発的行動）

「支援者には、歯がゆいことも話せました。」

「計画の連絡先一覧をみて、自分で電話して相談することができました。」

(4) 調査の限界

「担当者や計画のことを全く覚えていなかった。」「本人は関わり拒否で、連絡が取れたのは家族等のみだった。」などの理由で、聴き取り困難な者がいたことについては、本調査の限界と言えます。様々な理由で聴き取りできなかった人たちの意見・感想は重要で、その把握等は今後の課題です。しかしながら、実際に事業を利用した人たちから可能な限り直接意見を聴き取り、手順などを見直すことは、本人等の意向を十分ふまえた計画となるよう工夫していくためには有用であると考えています。

5. 退院後支援事業及び聴き取り調査を実施して

(1) 退院後支援計画の手続き及びその支援については、概ね満足との結果が得られました。調査結果をまとめたものについては、聴き取り調査の協力者に郵送し報告しました。

(2) 計画書には本人から同意が得られた内容を記載しています。本人が納得せず、結果として課題が残り、支援内容として不足しているのではないかとも思います。しかし、本人の同意のもと、その後の継続的支援によって次の介入の機会につながることを意識して計画作成しています。


(3) 計画の作成工程では「本人の望む生活」を本人と一緒に考えることができます。本事業の仕組みを活用することで、「従来からの必要な支援の漏れを防ぐことにつながる」と改めて感じました。

【第54回横浜市保健・医療・福祉研究発表会】

横浜市退院後支援事業利用者への聴き取り調査～利用者が安心して退院を迎えて地域で生活できるように～

横浜市退院後支援事業 利用者への聴き取り調査

～利用者が安心して退院を迎えて地域で生活できるように～



ココロ

横浜市こころの健康相談センター
小野満陽子 伊藤良太 大森史子 大和田奈津子
佐々木正茂 坪田美弥子 古川秀樹 山崎三七子
白川敦人 杉浦寛奈
国立国際医療研究センター国際医療協力局
馬場俊明
横浜市中区高齢・障害支援課
新海隆生
横浜市鶴見区生活支援課
山本いつみ

令和元年12月26日

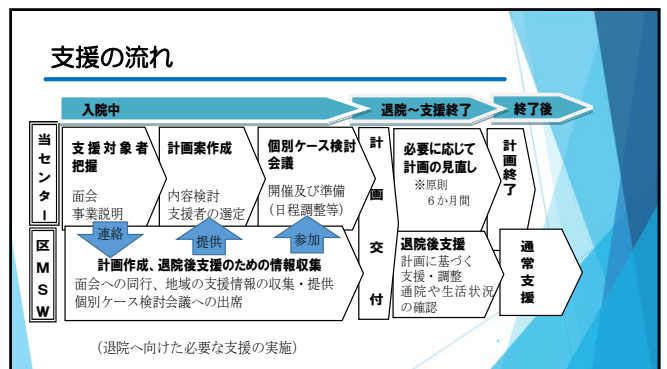
本日お話しすること

- ▶ 1 本市の退院後支援事業とは
- ▶ 2 聴き取り調査の目的・方法等
- ▶ 3 調査結果について
- ▶ 4 調査及び事業を実施して（まとめ）

本市の退院後支援事業とは

- 当センターでは、措置入院者が「退院時に自分で方向性を決めて、地域での安定した生活が継続できること」を目指し、退院後支援事業を実施しています。
- 入院中に、事業の利用希望者から「退院後の本人の希望やニーズ」を聴き取り、ご家族や支援者等の意向も確認しながら、一緒に退院後の生活について考え、利用希望者・支援者等で内容を共有し「退院後支援計画」を立てます。

年度	措置件数	年度中に計画作成の意向を確認できた件数	計画作成申込あり	年度中に計画作成した件数
平成29年度 <small>(平成29年5月～平成30年3月末)</small>	443	172 <small>12月平均 (15.6件)</small>	97 <small>申込率 (56.4%)</small>	63 <small>12月平均 (5.7件)</small>
平成30年度 <small>(平成30年4月～平成31年3月末)</small>	437	323 <small>12月平均 (26.9件)</small>	170 <small>申込率 (52.6%)</small>	136 <small>12月平均 (11.3件)</small>



本日お話しすること

- ▶ 1 本市の退院後支援事業とは
- ▶ 2 聴き取り調査の目的・方法等
- ▶ 3 調査結果について
- ▶ 4 調査及び事業を実施して（まとめ）

実施目的・方法①

- 目的
事業の利用者から経験を聴き取り、支援者のみでは気づかない視点を含めて事業を検証し、より利用しやすい事業を目指す
- 対象者
平成30年5月1日～同年11月末までに退院後支援の計画期間を終了した事業対象者（居所不明等除く）46名
- 回答者
上記対象者のうち、調査への協力が得られた25名
- 調査方法
・インタビューガイド作成
・退院後支援の計画期間終了時、計画を作成した当センター職員が電話にて20分程度、ガイドに沿って聴き取り
・内容は、本人の同意を得てインタビュー用紙にメモ
・メモは内容ごとにカテゴリー別に分類し、解析に利用

実施目的・方法②

■インタビューガイドの内容

- ・退院後支援計画を作成した調査対象者の意見・感想の聞き取り
- ・自由回答を基本とし、回答を促すために下記の小項目も参考に聞き取りをした

小項目：社会的役割（就労・通所・家事等）、生活課題（栄養面、衛生面等）、問題行動、治療の困難性、経済的な問題、家族・支援者の状況、計画内容と作成手順

■倫理面の配慮

- ・回答は答えやすい範囲の任意
- ・聞き取った意見等は匿名化し、個人を特定されないようにした
- ・資料は責任を持って流失しないよう保管

本日本話すること

- ▶ 1 本市の退院後支援事業とは
- ▶ 2 聞き取り調査の目的・方法等
- ▶ 3 調査結果について
- ▶ 4 調査及び事業を実施して（まとめ）

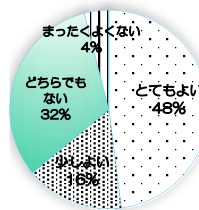
調査結果

回答あり

- 解析：回答のあった25名全員を対象
- 年代：20代～70代
- 性別：男性11名、女性14名
- 疾患：統合失調症、双極性障害、パーソナリティ障害、うつ病、発達障害、知的障害など
- 職業等：アルバイト、学生、主婦、無職など



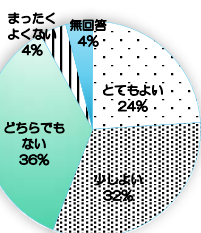
質問1：退院後支援を受けての感想



【質問1-1】
あなたは退院後支援を受けて良かったと思いますか？

- ①とても良い（12人）
- ②少しよい（4人）
- ③どちらでもない（8人）
- ④あまりよくない（0人）
- ⑤まったくよくない（1人）
- ⑥無回答（0人）

質問2：退院後支援計画を作成しての感想



【質問2-1】
あなたは退院後支援計画という書類を作った良かったと思いますか？

- ①とても良い（6人）
- ②少しよい（8人）
- ③どちらでもない（9人）
- ④あまりよくない（0人）
- ⑤まったくよくない（1人）
- ⑥無回答（1人）

主な意見・感想(抜粋) ①

■ 介入のプロセスに関すること

- ・「説明を受ける時期がもっと早かったら、計画のことは理解できなかったです」
- ・「担当する人が変わっても、最初から話さずに済みます」
- ・「計画については、自分の未来図がはっきりしたのが良かったと思います」
- ・「計画作成申込について強制的なイメージがあって、少しストレスに感じました」

■ 計画作成に関すること

- ・「会議をやったからの記載は満足しています」
- ・「計画書をもとに話し合いができました」



主な意見・感想(抜粋) ②

■ 環境の変化に関すること

- ・「退院後、再入院にならなかったです」
- ・「これまで相談窓口やサービスを利用することができることを知らなかったです」
- ・「まわりに支援する人ができたおかげで、家族が一人暮らしを許してくれました」

■ 気づきに関すること

- ・「現実的なことを考えられました」
- ・「自分を見つめなおすにはよいです」
- ・「退院後、計画をみることはなかったです」

主な意見・感想(抜粋) ③

■ 気持ちの変化に関すること

- ・「退院後支援が入ったおかげで、社会とつながっているという気持ちになりました」
- ・「まわりの人に支援してもらい、前向きになりました」
- ・「本音で相談することはできませんでした」

■ 自発性・自立に関すること

- ・「訪問看護師が来てくれるようになり、自分の身なりを気にするようになりました」
- ・「連絡先一覧をみて、自分で電話して相談することができました」

本調査の限界

- 何らかの理由で調査への協力が得られず、約半数からは聞き取りが困難であったこと
- 回答ありの約半数が「退院後は計画を見ていない・作成したことを覚えていない」等の回答だったこと
- 本人にとって「話しやすいこと」のみを回答してくれた可能性があること

様々な理由で聞き取りできなかった人たちの意見・感想は重要で、その把握等は今後の課題です。

本日お話しすること

- ▶ 1 本市の退院後支援事業とは
- ▶ 2 聞き取り調査の目的・方法等
- ▶ 3 調査結果について

▶ 4 調査及び事業を実施して(まとめ)

事業利用者への聞き取りで確認できたこと

- 申込理由→不安を感じて支援を申込み人が多い
- 計画書→・視覚化されて、退院後のことがはっきりした
 - ・連絡先一覧が便利
 - ・計画をもらえて心強かった
 - ・作成したことを忘れた
- 計画内容→みんなで一緒に話し合い、確認できた
- その他→・退院後支援の計画期間終了後のことが心配
 - ・自分にとって必要なことは、支援の有無では変わらない
 - ・支援者ができて、家族が自立を許してくれた

本市の取り組み①

事業案内

- 事業案内(ふりがな付)を作成し、裏面に「退院後支援計画」の様式を印刷する等、事業についてわかりやすく説明できるよう取り組んでいます。

- 今年度は、6か国語の事業案内を作成しました。

※ 英語、スペイン語、韓国語 等

退院後支援相談

多くは、退院後の生活に不安を感じている方が多いです。退院後の生活について、本人から相談をすることができます。

退院後の生活に不安を感じている方、退院後の生活について相談を希望される方は、お気軽にご相談ください。

退院後支援相談センター 電話 045-211-3111

〒106-0045 東京都港区六本木6-15-1 住友ビルディング6F

氏名	性別	年齢	職種	住所	電話番号

本市の取り組み②

本人の意思表示の機会

- 本事業では、入院先医療機関から事業の概要を本人に伝えてもらったうえで、事業説明を希望される場合に面会を実施しています。
- 入院中には支援を希望しなかった場合でも、退院後1か月以内は、ご本人の希望があれば、ご本人と退院後の生活について一緒に考えていけるよう努めています。

本市の取り組み③

支援の申込み（同意）

- 申込（同意）に基づいて支援を実施することにより、「ご本人が支援について前向きに捉えることができる」と考えます。
- 「ご本人と支援者との信頼関係につながっている」と考えて、事業を継続しています。

本市の取り組み④

計画内容の同意

- 計画の作成工程では「本人の望む生活」をご本人と一緒に考えることができます。
- 計画書には、本人から同意が得られた内容を記載しています。本人が納得せず、支援内容として不足しているのではないかと考えることもあります。それでも、ご本人の同意のもと、その後の継続的支援によって次の介入の機会につながることを意識して計画作成しています。

さいごに

今後の課題と考えること

- 利用者にとってわかりやすく実効性のある計画とは？
- 利用者に安心して支援を受け入れてもらうには？
- 利用者支援者との認識のズレのすり合わせ（支援を受けた実感が無い人もいる）

ご清聴ありがとうございました。



横浜市こころの健康相談センター所報

第 18 号（令和元年度）

横浜市こころの健康相談センター

令和 2 年 8 月発行

〒231-0005 横浜市中区本町 2-22 京阪横浜ビル 10 階

電話 (045) 671-4455

FAX (045) 662-3525

紙へのリサイクル可